

第四次山形県ひとり親家庭自立促進計画

令和3年3月

山 形 県

はじめに

山形県では、平成18年度以来、三次にわたり「山形県ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の自立促進に向けた施策に、積極的に取り組んでまいりました。

現計画期間中には、ひとり親家庭の相談にワンストップで対応するひとり親家庭応援センターを開設し、相談体制の拡充に取り組むとともに、資格取得のための修学から生活費や家賃等の補助を含めた就職するまでをパッケージにした支援など、様々な施策を展開してきたところですが、令和元年度に県が実施した調査では、ひとり親家庭の9割以上が就業しているにも関わらず、母子家庭の約4割は年間就労収入が100～200万円となっており、約8割の方が現在の暮らしは苦しいと回答しています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響について、県が令和2年7月に実施した実態調査では、ひとり親家庭の約40%で収入が減少し、約70%で支出が増えるなど、ひとり親家庭は社会経済の影響を強く受けやすいことが浮き彫りとなりました。

このような状況を踏まえ、県では、第四次となる計画を策定し、ひとり親家庭の相談支援体制の充実、安心して子育てや生活をしていくための支援、安定した就労に向けた支援及び子どもの自立に向けた支援の4つの柱のもと、ひとり親家庭の自立に向けた支援を推進することといたしました。

県では、この新計画に基づき、「ひとり親家庭が自立して安定した生活をし、子どもが幸せに育ち、自立できる」よう、市町村や地域の関係団体の皆様と連携しながら取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました有識者の皆様をはじめ、関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

山形県知事 吉村美栄子

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の推進	2
5	各主体の役割	2
6	計画の評価	2

第2章 ひとり親家庭の状況

1	ひとり親家庭の状況	3
(1)	ひとり親家庭の世帯数	3
(2)	子どもの貧困率（全国）	4
(3)	DV（配偶者からの暴力）相談の状況	5
2	山形県ひとり親家庭実態調査の概要	6
3	山形県ひとり親家庭実態調査結果	7
(1)	調査時点のひとり親の年齢	7
(2)	ひとり親家庭の世帯構成	8
(3)－1	ひとり親家庭の子どもの数	8
(3)－2	ひとり親家庭の子どもの就学・就労状況	9
(4)	住居の状況	10
(5)－1	調査時点におけるひとり親家庭の親の就業状況	12
(5)－2	就業していないひとり親家庭の親の就業希望	13
(6)－1	ひとり親家庭の親が現在有している免許・資格	14
(6)－2	ひとり親家庭の親が今後身につけたい免許・資格	15
(7)－1	ひとり親家庭の親の平成30年の世帯の年間総収入・年間就労収入	16
(7)－2	ひとり親家庭の現在の暮らしの状況	19
(8)－1	元配偶者からの養育費の状況	20
(8)－2	養育費の受給状況	21
(9)	面会交流について	22
(10)	子どもの保育状況	23
(11)－1	子どもに関する最終進学目標	24
(11)－2	学習塾の利用状況（小中学生のみ）	25
(12)－1	公的制度等の利用状況	26
(12)－2	公的制度等をいままで利用しなかった理由	27
(13)	ひとり親家庭の親が困っていること	28
(14)	子どもについての悩み	30
(15)	今後充実して欲しい施策	32
4	山形県ひとり親家庭緊急実態調査（新型コロナウイルスによる影響）の概要	33
5	山形県ひとり親家庭緊急実態調査の結果	34
(1)	新型コロナウイルス感染症の就業・収入等の面での影響	34
(2)－1	新型コロナウイルス感染症による家計の収入への影響	34
(2)－2	緊急事態宣言解除後の収入の変化	35

(3)ー1	新型コロナウイルス感染症による家計の支出への影響	35
(3)ー2	支出の負担感が増した項目	36
(4)	収支の悪化への対応	36
(5)	現在不安に思っていることや悩んでいること	37
第3章	第三次計画に基づく事業の実施状況及び評価	
1	各施策の柱に基づいた事業の主な実施状況及び評価	38
第4章	計画の基本的な考え方	
1	目指す社会	43
2	計画において重視する視点	43
3	施策の基本的な方向	44
4	施策体系	46
第5章	具体的な施策	
1	相談・支援体制の充実	48
推進方策(1)	ひとり親家庭の相談支援体制の充実	48
推進方策(2)	子育てに関する相談体制の充実	51
推進方策(3)	情報提供の充実	53
推進方策(4)	ひとり親が主体となった活動への支援	54
推進方策(5)	関係機関等の連携強化	56
2	安心して子育て・生活するための支援	57
推進方策(1)	ひとり親が安心して子どもを預けられる保育サービスの充実	57
推進方策(2)	各教育段階における負担軽減	59
推進方策(3)	ひとり親家庭が安心して子育て・生活をするための支援の充実	62
推進方策(4)	生活の場の確保への支援の推進	64
推進方策(5)	ひとり親家庭の子育て生活を支える経済的支援	66
推進方策(6)	県外から移住するひとり親家庭への支援	68
3	ひとり親の安定した就労に向けた支援	69
推進方策(1)	より良い条件での就業に向けた資格取得や技能習得への支援	69
推進方策(2)	就業相談・支援の推進	71
推進方策(3)	より良い条件での就業機会の創出	73
推進方策(4)	ひとり親の働きやすい環境づくりの推進	75
4	子どもの自立に向けた支援	76
推進方策(1)	学びのセーフティネットの整備による総合的な支援	76
推進方策(2)	学習支援の推進	78
推進方策(3)	自立に向けた支援	80
推進方策(4)	子どもの居場所づくり	82
推進方策(5)	面会交流への支援の推進	83
第6章	目標値	
1	数値目標	84
	参考資料	85

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

山形県は、母子家庭及び父子家庭等のひとり親家庭の生活の安定による自立促進に向け、平成18年3月第一次となる「山形県ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、これまで3期15年にわたり様々な施策に取り組んでまいりました。

山形県におけるひとり親家庭の世帯数は11,497世帯（平成27年国勢調査）と世帯数は前回調査に比べ減少しているものの、母子のみ父子のみの世帯は増加しております。

ひとり親は、子育てと生計の担い手という役割を一人でこなしながら、生活全般において、さまざまな課題を解決しなければなりません。家庭の中で頼ることができる大人が他にいないければ、子どもや自身の病気など緊急事態が起きた場合、ただちに生活困難な状況に陥る恐れがあります。また、頼れる親戚も、近所付き合いもなく、地域の目が届かないケースも少なくありません。

令和元年度山形県ひとり親家庭実態調査の結果によると、母子家庭の就業割合は93.8%ですが、年間の就労収入が100～200万円の世帯が42.2%となっています。また、令和元年国民生活基礎調査の結果では、子どもの貧困率が13.5%に対し、ひとり親世帯の貧困率は48.1%となっているなど、依然として、ひとり親家庭は経済的にも厳しい状況にあります。

さらに、令和2年7月に実施したひとり親家庭実態調査では、新型コロナウイルス感染症の影響でひとり親家庭の約40%で収入が減少し、約70%で支出が増えるなど、ひとり親家庭は社会経済の影響を強く受けやすいことが浮き彫りとなりました。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭が自立して安定した生活をし、子どもが幸せに成長・自立できるよう、令和3年度からを計画期間とする「第四次山形県ひとり親家庭自立促進計画」を策定するものです。

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

3 計画の位置づけ

- この計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律129号）」第12条の規定による「自立促進計画」として策定します。
- この計画は、「第4次山形県総合発展計画」の基本目標である『人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形～山形で暮らして幸せ 山形を訪れて幸せ～』の実現を図るため、政策の柱4「県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり」、5「総合的な少子化対策の新展開」の具体的な施策の展開内容を定めるものです。

- この計画は、山形県次世代育成支援行動計画「やまがた子育て応援プラン」の【基本の柱】4推進方策(2)「ひとり親家庭の支援」の達成を目指すための個別計画として位置づけます。
- この計画に掲げる施策に基づく取組みを進めることで、「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現(P45参照)に貢献していきます。

4 計画の推進

この計画の推進に当たっては、国、山形県の関係部局、市町村、NPO法人及び母子福祉団体、地域の支援団体等が連携して取り組みます。

また、定期的に課題やニーズの共有を図るとともに、市町村や関係団体において、各種施策の推進が図られるよう適切な情報提供に努めます。

5 各主体の役割

【県の役割】

この計画に基づき、ひとり親家庭に対する施策を総合的、計画的に展開していきます。

市町村やハローワーク等の行政機関、母子父子福祉団体やその他関係団体が実施する取組みが円滑に進むよう、必要な支援、情報提供に努めます。

【市町村の役割】

住民に最も身近な自治体として、よりきめ細かな相談対応を行うとともに、各地域の実情に応じた支援を行い、ひとり親家庭をサポートしていくことが求められています。

【企業(事業者)の役割】

企業は、ひとり親の雇用に努めるとともに、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう、長時間労働の解消や休暇制度の充実などの環境づくりを進めることが期待されます。

【関係団体の役割】

ひとり親家庭等に対する支援を行う団体やNPOは、必要に応じて行政と連携・協働しながら、行政だけでは対応が難しい、地域や地域を越えた様々な課題に対し、柔軟に対応することが期待されます。また、このような活動を通して、地域全体の課題解決能力の向上や、地域社会の活性化につながることを期待されます。

6 計画の評価

この計画を着実に推進するために、計画の進捗状況について、定期的な点検、評価を行い、実効性のある施策展開を図ります。

計画期間の満了前に、この計画に定めた各種施策について評価し、次期計画に反映します。

第2章 ひとり親家庭の状況

1 ひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭の世帯数

平成27年国勢調査によると、本県の母子家庭は9,445世帯、父子家庭は2,052世帯、合わせて11,497世帯となっています。ひとり親世帯数は前回調査に比べ減少しているものの、母子のみ父子のみ世帯は増加しています。

また、20歳未満の世帯員がいるひとり親世帯数の割合は、平成27年10.6%と過去最高となっている一方、離婚件数は減少傾向にあります。

【用語の説明】

- ・母子家庭（母子世帯） ➡ 離婚、死別等により配偶者のない女子が20歳未満の児童を養育している家庭（他の世帯員がいる家庭を含む）
- ・父子家庭（父子世帯） ➡ 離婚、死別等により配偶者のない男子が20歳未満の児童を養育している家庭（他の世帯員がいる家庭を含む）

表1(1)-1 山形県の母子世帯数・父子世帯数の推移

(単位：世帯)

年度	母子世帯 (他の世帯員 がいる世帯)		父子世帯 (他の世帯員 がいる世帯)		合計	母子・父子 のみ
	母子のみ		父子のみ			
平成17年度	8,581	4,605	2,307	456	10,888	5,061
平成22年度	9,468	5,034	2,399	508	11,867	5,542
平成27年度	9,445	5,265	2,052	547	11,497	5,812

資料：国勢調査（総務省、H27）

図1(1)-1

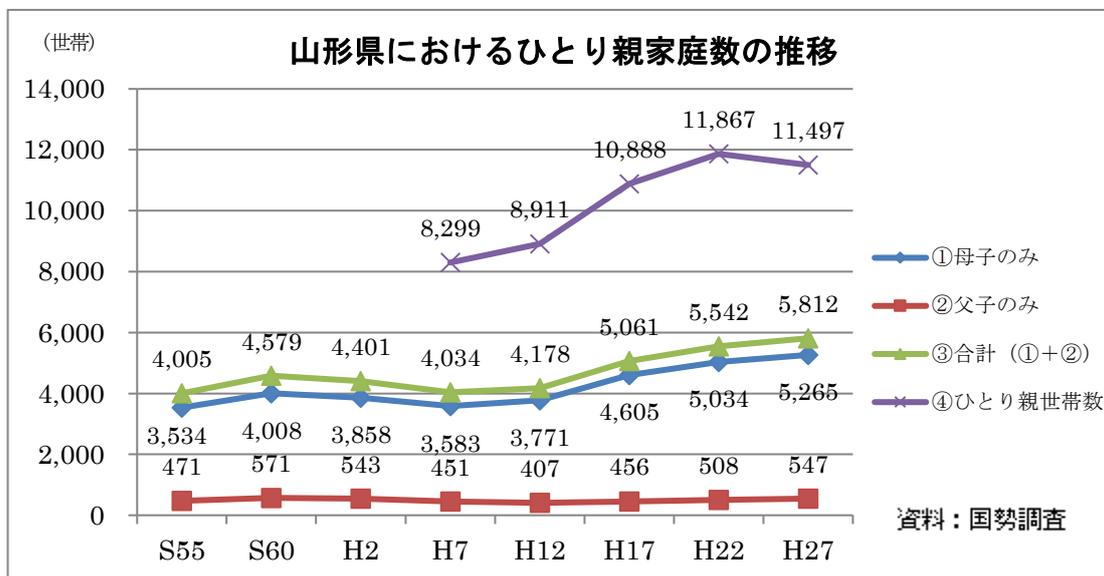


表 1 (1) - 2 山形県の離婚数の推移
(単位：件)

年度	離婚件数
平成17年度	2,048
平成22年度	1,887
平成27年度	1,507
平成28年度	1,522
平成29年度	1,454
平成30年度	1,487
令和元年度	1,433

資料：人口動態統計（厚生労働省）

資料：国勢調査

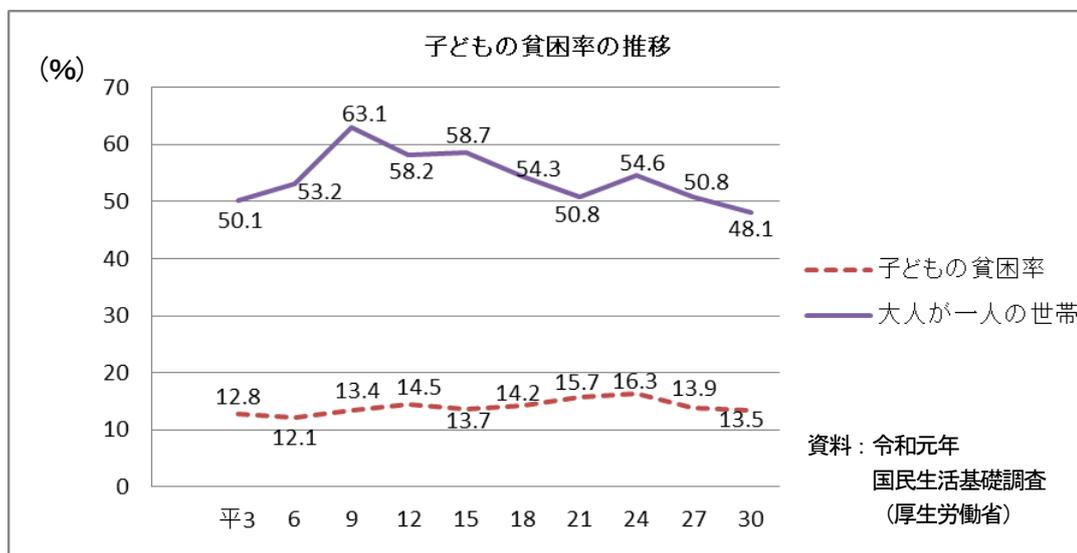
(2) 子どもの貧困率（全国）

令和元年国民生活基礎調査（平成30年実績）による相対的貧困率（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%、子どもの貧困率は13.5%となっています。

なお、「平成30年度山形県子どもの生活実態調査」によると、県の子どもの貧困率は16.0%（調査の設計が異なるため、単純に比較はできない）となっています。

また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち、ひとり親世帯の貧困率は48.1%と、高い水準となっています。

表 1 (2)

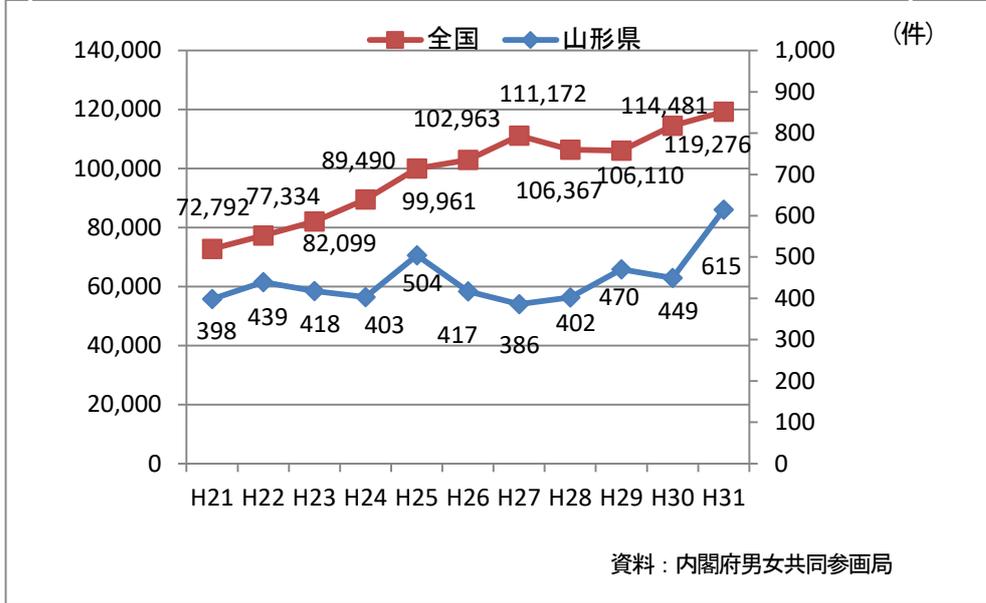


※貧困率（ここでは「相対的貧困率」について記載）：国民一人一人の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割って得られた所得）を算出し、その中央値の半分の額（貧困線）を下回る者の割合。子どもの貧困率は、18歳未満の子ども全体に占める、貧困線を下回る子どもの割合。

(3) DV（配偶者からの暴力）相談の状況

DVは、被害者の身体や精神に大きなダメージを与え、離婚の原因にもなっています。全国的に、相談機関に寄せられるDV相談は、増加傾向にあります。

表 1 (3) DV相談件数の推移（配偶者暴力相談支援センター）



2 山形県ひとり親家庭実態調査の概要

本県におけるひとり親家庭の現状を把握するため、令和元年度山形県ひとり親家庭実態調査を実施しました。

この調査は、県内に住む母子家庭、父子家庭を対象とし、各市町村の世帯数に応じて割り振った調査対象世帯数に応じて、市町村において無作為に抽出した世帯を客体としました。

	母子家庭	父子家庭	合計
調査対象世帯数	2,466 世帯	534 世帯	3,000 世帯
回答数	876 世帯	169 世帯	1,045 世帯
回答率	35.5%	31.6%	34.8%

表中の表記について

- ア 「全国」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局が実施した「平成28年度全国母子家庭等調査結果報告（平成28年11月1日現在）」等を参考としたものです。
- イ 「山形県」は、山形県子ども家庭課が実施した「平成26年度山形県ひとり親家庭実態調査結果報告書（平成26年10月1日現在）」、「令和元年度山形県ひとり親家庭実態調査結果報告書（令和元年10月1日現在）」を参考としたものです。
- ウ 項目欄に「未回答・無効回答」の欄がない表については、未回答等の不詳を集計から除いているので、既に公表している上記報告書等と数値が一致しない場合があります。

3 山形県ひとり親家庭実態調査結果

(1) 調査時点のひとり親の年齢

母の平均年齢は40.7歳で、年齢階級別で見ると「40～49歳」が最も多く、父の平均年齢は45.9歳で、年齢階級別で見ると「40～49歳」が最も多くなっています。

表3(1) ひとり親家庭の親の年齢階級別状況

【母子家庭】

(単位：%)

年齢	山形県			全国		
	R01	H26	H21	H28	H23	H18
20歳未満	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	0.1
20～29歳	6.4	9.5	9.8	7.8	10.4	10.5
30～39歳	33.9	38.2	44.0	30.2	35.4	38.8
40～49歳	48.3	42.3	39.8	48.0	41.7	40.9
50～59歳	8.4	8.8	5.6	11.5	8.2	8.6
60歳以上	0.1	0.0	0.1	0.6	0.7	0.3
未回答・無効回答	2.7	1.1	0.6	1.8	3.2	0.8
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平均年齢	40.7歳	39.0歳	38.4歳	41.1歳	39.7歳	39.4歳

【父子家庭】

(単位：%)

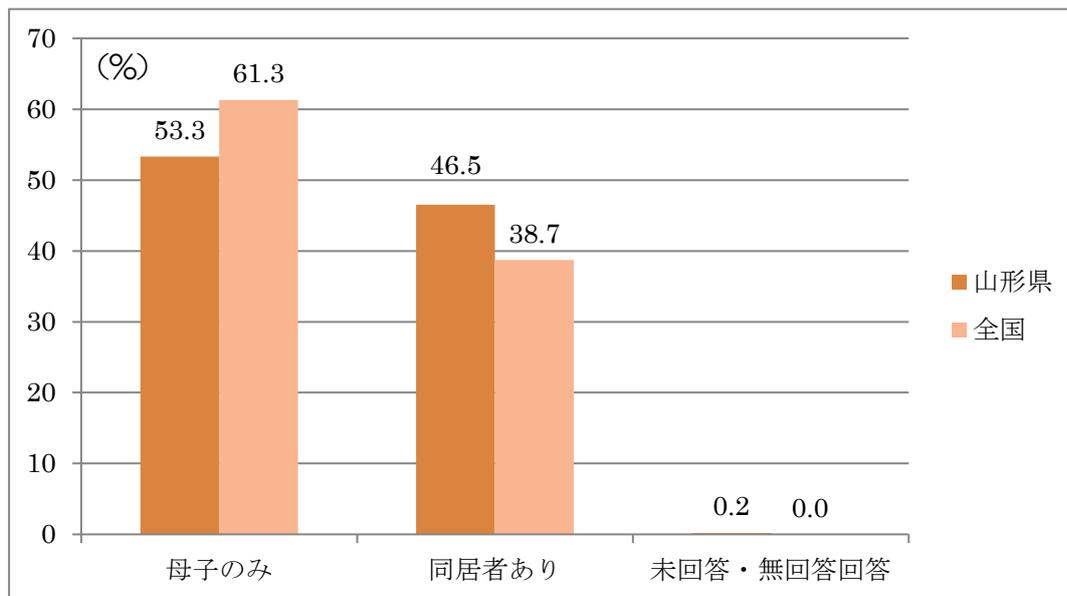
年齢	山形県			全国		
	R01	H26	H21	H28	H23	H18
20歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20～29歳	1.2	2.9	4.4	3.2	2.7	6.0
30～39歳	21.9	22.7	37.4	19.8	23.2	24.1
40～49歳	42.0	42.9	40.2	44.0	44.2	44.2
50～59歳	25.4	25.6	17.4	25.2	21.2	22.6
60歳以上	5.9	4.2	0.6	6.4	4.5	1.5
未回答・無効回答	3.6	1.7	0.0	1.5	4.3	1.5
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平均年齢	45.9歳	44.4歳	41.7歳	45.7歳	44.7歳	43.1歳

(2) ひとり親家庭の世帯構成

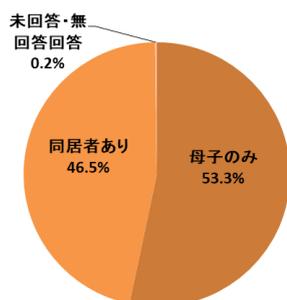
母子家庭では、「母子のみ」が53.3%、「同居者あり」が46.5%となっており、全国と同様「母子のみ」の方が多くなっています。

一方、父子家庭では、「父子のみ」の割合が35.5%、「同居者あり」の割合が63.9%となっており、母子家庭と比較すると「同居者あり」の割合が17.4ポイント高くなっています。

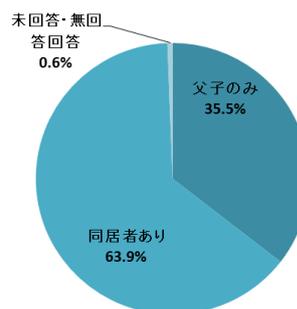
図3(2) 母子家庭の構成



【母子家庭】



【父子家庭】



(3) - 1 ひとり親家庭の子どもの数

母子家庭、父子家庭とも、子どもの数は「1人」が最も多く、その割合は平成26年度より増えています。

一方で、子どもの数が「3人」の割合が、母子家庭・父子家庭とも前回調査より高くなっており、「平均子ども数」が増加しています。

子どもの平均年齢は、母子家庭で12.0歳、父子家庭で13.3歳となっています。

表3(3)1 ひとり親家庭の子どもの数の状況

(単位：%)

	【母子家庭】				【父子家庭】			
	山形県		全国		山形県		全国	
	R01	H26	H28	H23	R01	H26	H28	H23
1人	61.0	59.6	57.9	54.7	58.6	54.5	59.8	54.7
2人	31.7	33.6	32.6	34.5	30.8	39.4	30.4	36.0
3人	6.4	6.1	6.8	8.9	10.1	4.3	7.4	8.2
4人以上	0.9	0.7	1.6	1.9	0.6	1.7	1.2	1.1
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平均子ども数	1.47	1.46	1.52	1.58	1.53	1.49	1.50	1.56

※「子どもの数」には、20歳以上の子どもの数を含む。

(3) - 2 ひとり親家庭の子どもの就学・就労状況

平成26年度に比べ、母子家庭、父子家庭ともに「小学校」の割合は減少し、「高校」の割合が増加しています。

全国に比べ、母子家庭、父子家庭ともに「中学校」と「高校」の割合が高くなっています。

表3(3)2-1 養育している子ども(20歳未満)の就学・就労状況別の状況

【母子家庭】

(単位：%)

	山形県			全国		
	R01	H26	H21	H28	H23	H18
小学校入学前	13.8	16.8	16.8	14.5	16.2	17.1
小学校	31.5	32.0	37.6	30.2	31.3	35.2
中学校	22.9	22.3	21.4	20.1	20.5	19.4
高校	23.9	21.9	17.8	22.9	20.4	18.9
高等専門学校	1.6	1.0	0.4	0.9	0.5	0.4
短大	0.5	0.4	0.7	0.4	0.4	0.3
大学	1.2	1.6	1.1	3.3	1.7	1.6
専修学校・各種学校	1.2	0.8	1.5	1.7	1.8	1.5
就労	1.7	1.5	1.7	2.6	2.8	3.1
その他	1.4	0.8	1.0	1.9	2.6	2.0
未回答・無効回答	0.2	0.9	0.0	1.5	1.7	0.4
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【父子家庭】

(単位：%)

	山形県			全国		
	R01	H26	H21	H28	H23	H18
小学校入学前	5.8	7.2	11.6	8.2	8.1	12.1
小学校	28.7	33.0	48.2	26.8	27.9	31.0
中学校	24.0	27.7	25.4	20.4	24.5	24.1
高校	31.0	24.7	13.1	27.3	25.1	21.4
高等専門学校	3.1	0.6	0.2	1.0	0.1	0.3
短大	0.4	0.3	0.0	0.7	0.3	—
大学	0.8	1.7	0.2	3.3	2.2	2.2
専修学校・各種学校	1.2	1.4	0.4	2.0	0.9	1.5
就労	2.7	2.5	0.9	4.5	5.2	4.3
その他	1.9	1.1	0.0	4.2	3.6	2.8
未回答・無効回答	0.4	0.0	0.0	1.7	2.1	0.3
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(4) 住居の状況

全国に比べ、母子家庭、父子家庭ともに「同居（実家等）」の割合が高く、「持家（自己所有）」の割合が低くなっています。持ち家比率は、母子家庭（16.4%）よりも父子家庭（45.0%）が高くなっています。

母子家庭は、前回調査に比べ、「持ち家（自己所有）」が3.9ポイント増加した一方で、「同居（実家等）」が3.3ポイント、「借家」が0.4ポイント減少しています。

父子家庭は、前回調査に比べ「持ち家（自己所有）」が4.6%減少した一方で、「同居（実家等）」が3.8ポイント、「借家」が1.7ポイント増加しています。

表 3 (4) 住居の所有状況

【母子家庭】

(単位：%)

		山形県			全国		
		R01	H26	H21	H28	H23	H18
持家(自己所有)		16.4	12.5	12.2	35.0	29.8	34.7
借家等	同居(実家等)	36.8	40.1	41.5	13.2	11.0	7.9
	県営住宅	8.0	6.2	7.3	13.1	18.1	15.0
	市町村営住宅	10.0	10.9	11.7			
	公社・公団住宅	0.1	0.7	0.9	2.3	2.5	2.7
	アパート・賃貸マンション	18.3	17.2	14.6	33.1	32.6	30.4
	借家	8.6	9.0	9.6			
	間借	0.3	0.8	1.0			
	社宅など	0.1	0.6	0.2			
その他	1.4	1.3	0.7	2.7	5.9	9.3	
未回答・無効回答		0.0	0.6	0.3	0.6	0.0	0.0
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【父子家庭】

(単位：%)

		山形県			全国		
		R01	H26	H21	H28	H23	H18
持家(自己所有)		45.0	49.6	41.4	68.1	66.8	58.3
借家等	同居(実家等)	39.1	35.3	46.4	10.4	7.8	18.1
	県営住宅	1.2	1.7	0.6	7.4	4.8	6.5
	市町村営住宅	1.8	1.7	0.6			
	公社・公団住宅	0.0	0.0	0.6	0.2	1.2	1.5
	アパート・賃貸マンション	7.1	6.7	5.0	11.4	15.2	11.1
	借家	5.9	4.2	4.7			
	間借	0.0	0.8	0.3			
	社宅など	0.0	0.0	0.0			
その他	0.0	0.0	0.0	2.0	4.1	4.5	
未回答・無効回答		0.0	0.0	0.4	0.5	0.0	0.0
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(5) - 1 調査時点におけるひとり親家庭の親の就業状況

令和元年度の調査時点で、母子家庭の母の93.8%が就業しており、全国よりも高い水準となっています。従業上の地位のうち「常用雇用者」が、母子家庭の母、父子家庭の父とも、最も割合が高く、特に母子家庭の母は前回調査に比べ、9.4ポイント増加していますが、父子家庭の父と比べ「常用雇用者」の割合が低く、臨時・パート、派遣社員の割合が高くなっています。

表3(5)1 現在の就業状況

【母子家庭】

(単位：%)

		山形県			全国		
		R01	H26	H21	H28	H23	H18
就業している		93.8	94.1	91.5	81.8	80.6	84.5
従業上の地位	事業主	2.8	3.7	3.7	4.3	3.2	4.0
	常用雇用者	61.6	52.2	51.2	44.2	39.4	42.5
	臨時・パート	28.2	34.6	38.8	43.8	47.4	43.6
	派遣社員	4.3	4.3	3.6	4.6	4.7	5.1
	家族従業者	0.9	2.0	1.2	0.5	1.6	1.2
	その他	2.3	3.3	1.5	2.5	3.7	3.5
就業していない		4.6	4.9	8.3	9.4	15.0	14.6
未回答・無効回答		1.6	1.1	0.2	8.8	4.4	0.9
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【父子家庭】

		山形県			全国		
		R01	H26	H21	H28	H23	H18
就業している		94.7	91.6	93.1	85.4	91.3	97.5
従業上の地位	事業主	13.8	9.2	9.4	19.9	17.2	16.5
	常用雇用者	71.3	72.9	73.9	68.2	67.2	72.2
	臨時・パート	5.6	6.9	8.4	6.4	8.0	3.6
	派遣社員	4.4	5.0	2.0	1.4	2.0	2.6
	家族従業者	3.8	3.2	3.7	2.6	1.4	3.1
	その他	1.3	2.7	2.6	1.4	4.3	2.1
就業していない		2.4	6.7	6.9	5.4	5.3	2.5
未回答・無効回答		3.0	1.7	0.0	9.1	3.4	0.0
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

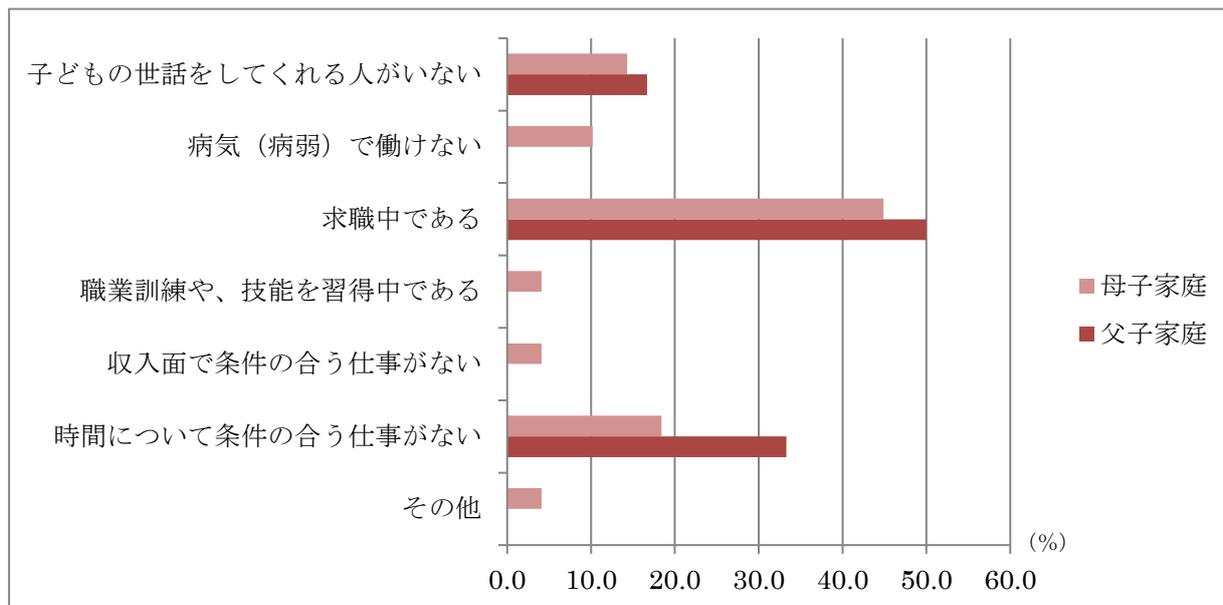
※「事業主」には「自営業者」を含む。

(5) - 2 就業していないひとり親家庭の親の就業希望

就業していないひとり親のうち、母子家庭の母の 90.0%が、父子家庭の父の 75.0%が「就職したい」と考えています。

また、就業希望者のうち、就職していない（できない）理由としては、母子家庭の母、父子家庭の父とも「求職中である」が最も多く、次いで「時間について条件の合う仕事がない」、「子どもの世話をしてくれる人がいない」の順になっています。

図3 (5) 2—1 就職していない（できない）理由



※複数回答

(6)－1 ひとり親家庭の親が現在有している免許・資格

ひとり親が現在有している免許・資格は(就労状況問わず)、多い順に、母子家庭の母は、「簿記」、「パソコン」、「ホームヘルパー」、父子家庭の父が「大型、第二種自動車免許」、「簿記」、「パソコン」となっています。

表 3 (6) 1 - 1 ひとり親家庭の親が現在持っている各種資格等 (山形県)

(単位：%)

	【母子家庭】		【父子家庭】	
	R01	H26	R01	H26
簿記	14.2	21.1	7.7	6.7
ホームヘルパー	7.6	10.1	2.6	4.1
教員	2.1	2.5	2.0	2.1
看護師	3.7	3.8	0.5	0.5
調理師	4.2	5.7	3.6	4.1
理・美容師	2.2	3.0	1.0	0.5
パソコン	10.4	12.8	5.1	3.1
外国語	1.5	2.0	0.5	0.0
栄養士	0.8	0.9	0.0	0.5
介護福祉士	6.2	4.8	3.1	4.1
保育士	3.1	2.9	0.5	0.0
理学療法士	0.2	0.4	0.0	0.0
作業療法士	0.0		0.5	
医療事務	5.7	7.6	0.0	0.0
大型、第二種自動車免許	3.0	1.0	18.9	32.0
その他	10.6	10.7	13.3	24.2
特になし		10.7		18.0
未回答・無効回答	24.6		40.8	
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 複数回答。

※ 「特になし」はR01から回答項目を削除。新たに「未回答・無効回答」を集計対象としている。

(6)－2 ひとり親家庭の親が今後身につけたい免許・資格

ひとり親家庭の親が今後身につけたい免許・資格は、多い順に、母子家庭の母は、「パソコン」、「医療事務」、「簿記」、父子家庭の父は「大型、第二種自動車免許」、「パソコン」、「調理師」となっています。

表3 (6) 2 - 1 今後仕事のために身につけたい免許、資格等

(単位：%)

	【母子家庭】		【父子家庭】	
	R01	H26	R01	H26
簿記	4.9	6.2	0.5	5.2
ホームヘルパー	1.8	6.9	0.5	3.0
教員	0.3	0.6	0.0	0.7
看護師	1.9	3.0	0.0	0.7
調理師	1.5	4.5	2.2	4.5
理・美容師	0.6	0.4	1.1	0.7
パソコン	8.0	18.2	3.2	17.2
外国語	2.3	6.4	1.1	5.2
栄養士	2.2	4.2	0.5	2.2
介護福祉士	3.2	8.2	0.0	6.7
保育士	2.2	3.1	1.1	1.5
理学療法士	1.1	2.8	1.1	3.0
作業療法士	1.0		1.1	
医療事務	7.3	14.2	1.1	3.0
大型、第二種自動車免許	2.0	1.9	8.1	25.4
その他	3.2	5.9	2.2	4.5
特になし	/	13.4	/	16.4
未回答・無効回答	56.7	/	76.2	/
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 複数回答。

※ 「特になし」は、R01から回答項目を削除。新たに「未回答・無効回答」を集計対象としている。

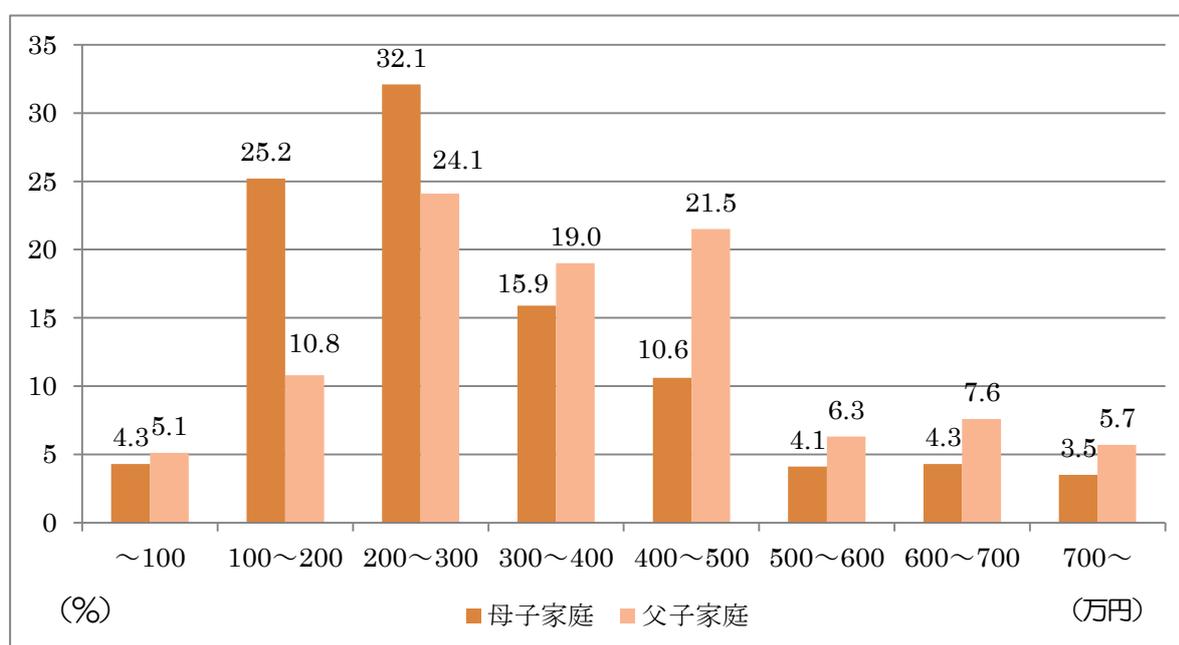
(7) - 1 ひとり親家庭の親の平成 30 年の世帯の年間総収入・年間就労収入

平成 30 年のひとり親家庭の世帯の年間総収入は、母子家庭世帯が 32.1%、父子家庭が 24.1%と、ともに「200 万円～300 万円未満」が最も多くなっています。

また、世帯の年間総収入が「200 万円未満」の割合は、母子家庭が 29.5%、父子家庭が 15.9%となっています。

前回調査に比べ、母子家庭では「100 万円未満」、「100 万円～200 万円未満」の割合が減少し、「200 万円～300 万円未満」、「300 万円～400 万円未満」、「400 万円～500 万円未満」の割合が増加しています。

図 3 (7) 1—1 ひとり親家庭の平成 30 年の世帯の年間総収入



平成 30 年のひとり親家庭の世帯の年間就労収入は、母子家庭の母は「100 万円～200 万円未満」が最も多く 42.2%となっており、前回調査に比べ「100 万円～200 万円未満」が 3.6 ポイント減少し、「200 万円～300 万円未満」が 5.3 ポイント増加しています。

一方、父子家庭の父は「200 万円～300 万円未満」が最も多く 32.9%となっており、前回調査に比べ「200 万円～300 万円未満」が 2.6 ポイント減少し、「100 万円～200 万円未満」が 4.3 ポイント増加しています。

現在就労しているひとり親の従業上の地位別の年間就労収入の構成割合は、母子家庭の母の「常用雇用者」では、「200 万円～300 万円未満」が 38.1%で最も多くなっています。前回調査に比べ「常用雇用者」は「200 万円～300 万円未満」が 5.3 ポイント増加し、「100 万円～200 万円未満」が 4.5 ポイント減少しています。

図3(7) 1-2 ひとり親家庭の平成30年の年間就労収入

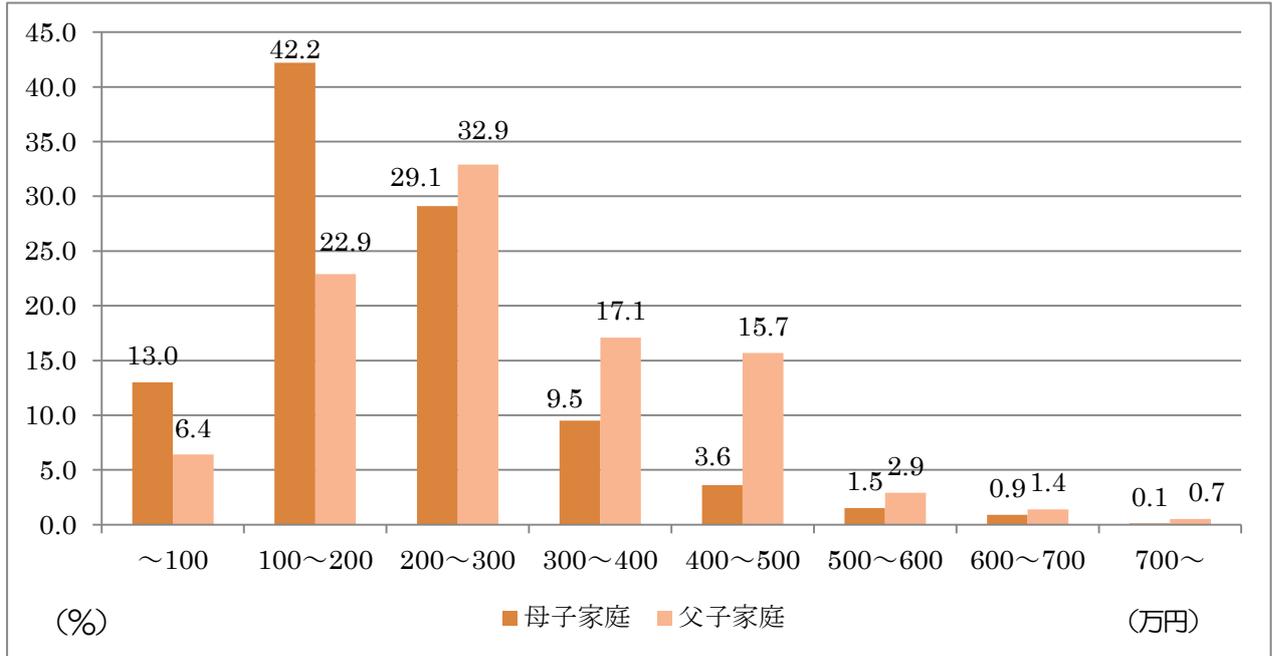


表3(7) 1-3 現在就業しているひとり親家庭の親の従業上の地位別年間就労収入の構成割合

【母子家庭】

(単位：%)

金額	山形県 (R01)			全国 (H28)		
	常用 雇用者	臨時・ パート	総数	常用 雇用者	臨時・ パート	総数
100万円未満	2.9	29.1	12.0	3.9	30.1	17.0
100万円 ~ 200万円未満	35.2	56.3	42.3	21.9	52.9	37.9
200万円 ~ 300万円未満	38.1	13.1	29.8	31.4	14.3	23.6
300万円 ~ 400万円未満	14.2	1.5	9.6	21.5	2.4	11.5
400万円 ~ 500万円未満	5.8	0.0	3.8	21.3	0.4	9.9
500万円 ~ 600万円未満	2.4	0.0	1.5			
600万円 ~ 700万円未満	1.5	0.0	1.0			
700万円以上	0.0	0.0	0.1			
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	山形県 (H26)			全国 (H23)		
100万円未満	3.7	27.1	12.8	5.4	36.3	22.3
100万円 ~ 200万円未満	39.7	57.1	46.5	24.9	50.1	38.7
200万円 ~ 300万円未満	32.8	10.7	24.2	33.5	11.6	21.2
300万円 ~ 400万円未満	14.0	1.4	9.1	19.5	1.7	9.9
400万円 ~ 500万円未満	7.6	3.6	6.0	16.6	0.4	8.0
500万円 ~ 600万円未満	1.6	0.0	1.0			
600万円 ~ 700万円未満	0.2	0.0	0.1			
700万円以上	0.5	0.0	0.3			
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【父子家庭】

(単位：%)

金額	山形県 (R01)			全国 (H28)		
	常用 雇用者	臨時・ パート	総数	常用 雇用者	臨時・ パート	総数
100万円未満	1.0	0.0	3.7	1.1	7.1	3.7
100万円～200万円未満	12.2	85.7	23.0	5.7	64.3	12.7
200万円～300万円未満	38.8	0.0	34.1	16.5	14.3	17.2
300万円～400万円未満	21.4	14.3	17.8	28.4	14.3	25.8
400万円～500万円未満	21.4	0.0	16.3	48.3	0	40.6
500万円～600万円未満	3.1	0.0	3.0			
600万円～700万円未満	2.0	0.0	1.5			
700万円以上	0.0	0.0	0.7			
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	山形県 (H26)			全国 (H23)		
100万円未満	0.7	14.3	1.9	2.5	21.6	6.7
100万円～200万円未満	11.5	42.9	14.2	4.9	37.8	12.2
200万円～300万円未満	39.9	42.9	40.1	19.7	35.1	21.4
300万円～400万円未満	25.7	0.0	23.5	22.2	2.7	19.9
400万円～500万円未満	21.6	0.0	19.8	50.8	2.7	39.8
500万円～600万円未満	0.7	0.0	0.6			
600万円～700万円未満	0.0	0.0	0.0			
700万円以上	0.0	0.0	0.0			
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(7) - 2 ひとり親家庭の現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況は、「大変苦しい」「苦しい」「やや苦しい」を合わせた割合が、母子家庭が80.0%、父子家庭が78.7%となっており、母子家庭、父子家庭ともに約8割が苦しい状態におかれています。

表3 (7) 2 - 1 ひとり親家庭の現在の暮らしの状況

(単位：%)

	母子家庭		父子家庭	
	R01	H26	R01	H26
大変苦しい	19.2	18.9	21.9	18.1
苦しい	33.1	32.9	27.2	34.0
やや苦しい	27.7	30.1	29.6	28.2
ふつう	16.3	14.8	17.2	15.1
ややゆとりがある	0.8	1.0	1.2	0.8
ゆとりがある	0.3	0.3	0.0	0.0
未回答・無回答	2.5	2.0	3.0	3.8
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

(8) - 1 元配偶者からの養育費の状況

元配偶者からの養育費について、「文書の有無にかかわらず取り決めをしている」が、母子家庭で 58.5%、父子家庭で 47.4%となっており、どちらも前回調査より増加しています。

表 3 (8) 1 - 1 養育費の取り決めの状況

【母子家庭】

(単位：%)

	山形県		全国	
	R01	H26	H28	H23
文書で取り決めをしている (判決、調定、審判など裁判所による取り決め)	30.9	36.9	25.0	26.7
文書で取り決めをしている (その他の文書)	15.4		6.4	
文章はないが、取り決めをしている	12.2	14.4	11.3	10.4
その他(取り決めをしている)			0.2	0.6
取り決めをしていない	37.8	46.7	54.2	60.1
未回答・無効回答	3.6	2.0	2.9	2.2
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

【父子家庭】

	山形県		全国	
	R01	H26	H28	H23
文書で取り決めをしている (判決、調定、審判など裁判所による取り決め)	24.7	15.6	11.4	10.6
文書で取り決めをしている (その他の文書)	7.1		4.2	
文章はないが、取り決めをしている	15.6	13.2	4.9	6.7
その他(取り決めをしている)			0.3	0.2
取り決めをしていない	51.9	66.8	74.4	79.1
未回答・無効回答	0.6	4.4	4.9	3.4
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

(8) - 2 養育費の受給状況

元配偶者からの養育費の受給状況は、母子家庭では、「現在も受けている」が35.5%と前回調査より3.1ポイント増加し、「養育費を受けたことがない」が前回調査より7.0ポイント低くなっています。

「受けたことがない」が、母子家庭で44.4%、父子家庭で83.8%となっており、「受けたことがあるが現在は受けていない」と合わせると、母子家庭で約6割、父子家庭で約9割が養育費を受けていません。

表3(8)2-1 養育費の受給の状況

【母子家庭】

(単位：%)

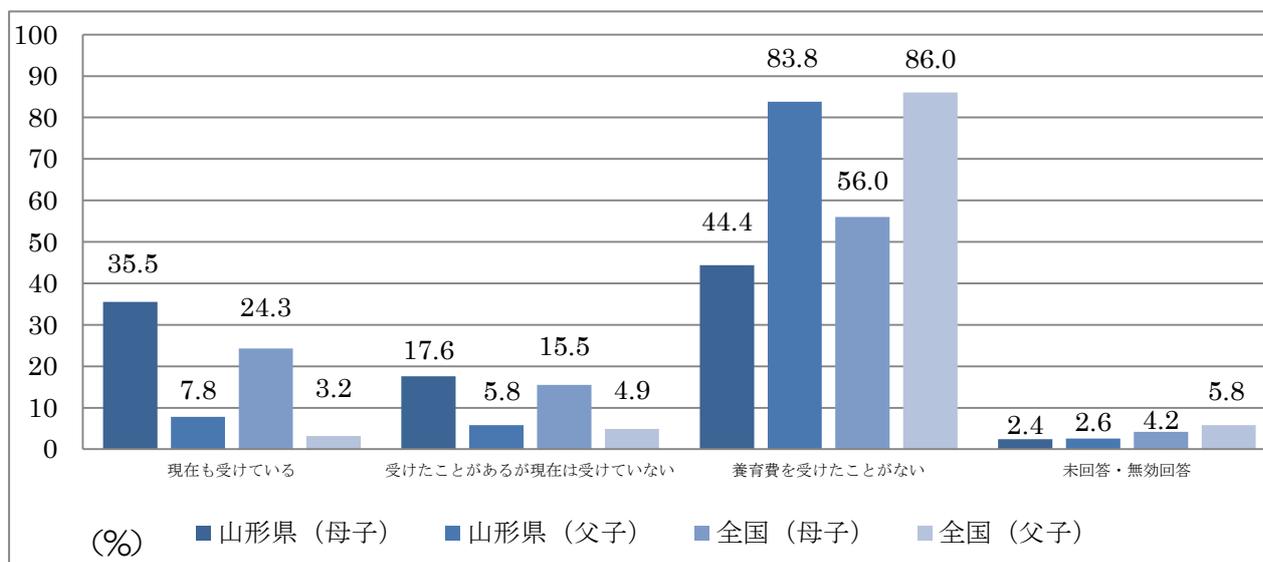
	山形県			全国		
	R01	H26	H21	H28	H23	H18
現在も受けている	35.5	32.4	28.1	24.3	19.7	19.0
受けたことがあるが現在は受けていない	17.6	16.3	18.2	15.5	15.8	16.0
養育費を受けたことがない	44.4	51.4	53.7	56.0	60.7	59.1
未回答・無効回答	2.4			4.0	3.8	5.9
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【父子家庭】

	山形県			全国		
	R01	H26	H21	H28	H23	H18
現在も受けている	7.8	8.3	8.3	3.2	4.1	2.0
受けたことがあるが現在は受けていない	5.8	4.4	4.4	4.9	2.9	2.0
養育費を受けたことがない	83.8	87.3	87.3	86.0	89.7	88.5
未回答・無効回答	2.6	—	—	5.8	3.4	7.4
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※ ひとり親家庭になった理由で「離婚」と回答した親の回答割合。

図3(8)2-2 養育費の受給の状況



《一世帯平均額 (母子世帯)》 山形県：34,090円、全国：43,707円

(9) 面会交流について

面会交流の取り決めについては、「取り決めをしていない」が母子家庭で67.4%、父子家庭で67.5%、「面会交流を行ったことがない」が母子家庭で48.9%、父子家庭で39.0%となっています。

面会交流の相談相手としては、母子家庭の母、父子家庭の父ともに、「両親」が最も多く、次いで「家庭裁判所」となっていますが、「相談していない」の割合が最も高くなっています。

表3(9)-1 面会交流の取り決め<R01 新規調査>

【母子家庭】

(単位：%)

	山形県		全国	
	R01	H26	H28	H23
面会交流の取り決めをしている	30.6	/	24.1	23.4
面会交流の取り決めをしていない	67.4		70.3	73.3
未回答・無効回答	1.9		5.6	3.3
総数	100.0		100.0	100.0

【父子家庭】

	山形県		全国	
	R01	H26	H28	H23
面会交流の取り決めをしている	27.3	/	27.3	16.3
面会交流の取り決めをしていない	67.5		66.9	79.9
未回答・無効回答	5.2		5.8	3.8
総数	100.0		100.0	100.0

※ ひとり親家庭になった理由で「離婚」と回答した親の回答割合。

表3(9)-2 面会交流の実施状況<R01 新規調査>

【母子家庭】

(単位：%)

	山形県		全国	
	R01	H26	H28	H23
現在、面会交流を行っている	28.2	/	29.8	27.7
過去に面会交流を行ったが、現在は行っていない	20.2		19.1	17.6
面会交流を行ったことがない	48.9		46.3	50.8
未回答・無効回答	2.7		4.8	3.9
総数	100.0		100.0	100.0

【父子家庭】

	山形県		全国	
	R01	H26	H28	H23
現在、面会交流を行っている	33.8	/	45.5	37.4
過去に面会交流を行ったが、現在は行っていない	21.4		16.2	16.5
面会交流を行ったことがない	39.0		32.8	41.0
未回答・無効回答	5.8		5.5	5.0
総数	100.0		100.0	100.0

※ ひとり親家庭になった理由で「離婚」と回答した親の回答割合。

表 3 (9) - 3 面会交流の相談相手<R01 新規調査>

(単位：%)

	【母子家庭】		【父子家庭】	
	山形県 (R01)	全国 (H28)	山形県 (R01)	全国 (H28)
両親	19.7		16.8	
親族		17.6		11.7
知人・隣人	10.3	3.5	7.1	2.3
養育費相談支援センター	0.3	0.2	0.0	0.0
県・市町村窓口 (母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターを含む)	2.4	0.8	3.1	1.0
母子・父子福祉団体	0.2	0.0	0.0	0.3
弁護士	7.8	4.9	9.2	5.8
家庭裁判所	12.6	6.3	12.2	8.4
NPO法人	0.3	0.0	0.5	0.3
その他	2.1	1.4	1.5	1.0
相談していない	41.5	61.9	44.4	63.6
未回答・無効回答	2.7	3.5	5.1	5.5
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

(10) 子どもの保育状況

ひとり親が面倒を見られない時間の養育・保育の状況については、母子家庭、父子家庭ともに「同居の家族」が最も多くなっており、次いで、母子家庭は「保育所・幼稚園等」、父子家庭は「実家・親戚」が多くなっています。

父子家庭における「同居の家族」の割合は、前回調査に比べ大きく減少しており（16.7ポイント）、その結果「実家・親戚」、「保育所・幼稚園等」、「放課後児童クラブ」の割合が増加しています。

急用の時の子どもの預け先については、母子家庭は約1/3、父子家庭は約1/2が「ない」と答えています。

図 3 (10) - 1 ひとり親家庭の親が面倒を見られない時間の養育・保育の状況

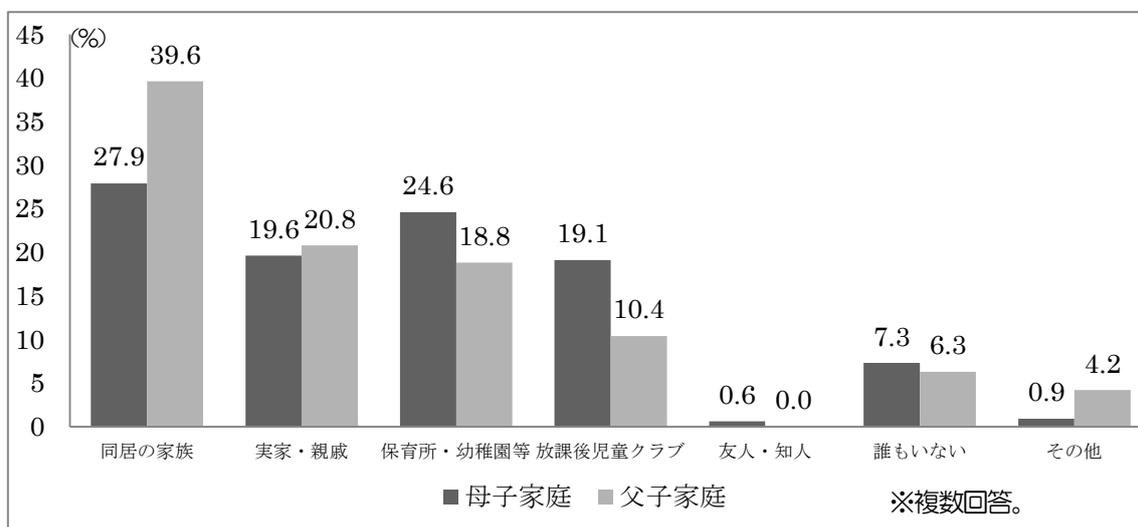


表 3 (10) - 2 ひとり親家庭の親が面倒を見られない時間の養育・保育の状況

(単位：%)

	母子家庭		父子家庭	
	R01	H26	R01	H26
同居の家族	27.9	28.0	39.6	56.3
実家・親戚	19.6	16.8	20.8	14.9
保育所・幼稚園等	24.6	33.6	18.8	14.9
放課後児童クラブ	19.1	12.1	10.4	6.9
友人・知人	0.6	0.9	0.0	1.1
誰もいない	7.3	7.1	6.3	5.7
その他	0.9	1.4	4.2	0.0
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

表 3 (10) - 3 一時的な急用の時の子どもの預け先

(単位：%)

	母子家庭		父子家庭	
	R01	H26	R01	H26
急用等の際の預け先がある	59.8	63.5	41.7	50.6
急用等の際の預け先がない	32.8	32.5	45.8	31.0
未回答・無効回答	7.3	4.0	12.5	18.4
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

(11) - 1 子どもに関する最終進学目標

子どもに関する最終進学目標は、母子家庭、父子家庭ともに「大学・大学院」が最も多くなっています。また、親の最終学歴については、「高校」が最も多くなっています。

図 3 (11) 1-1 子どもの最終進学目標

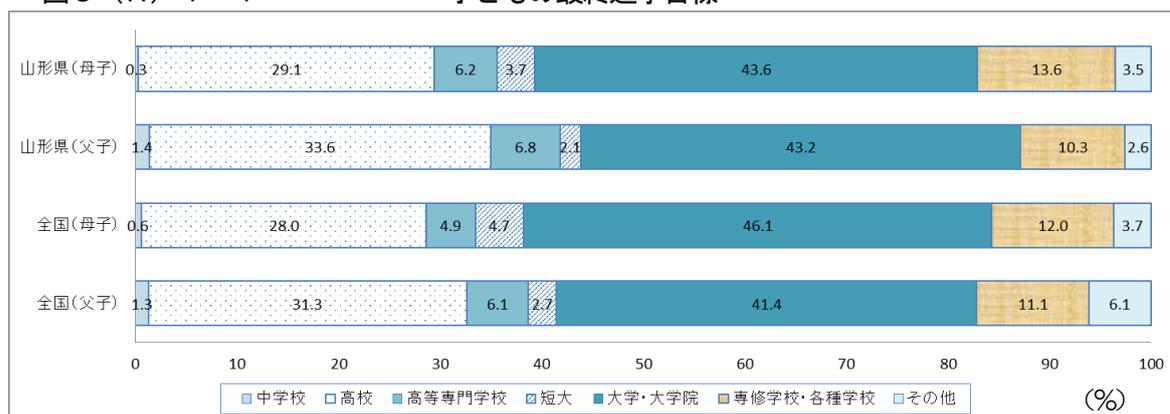


図3 (11) 1-2 ひとり親世帯の親の最終学歴



(11) - 2 学習塾の利用状況 (小中学生のみ)

学習塾の利用状況は、母子家庭、父子家庭ともに「通わせたいが通わせていない」が最も多く、その理由としては「塾代が高い」が最も多く、前回調査と同様の結果となっています。

また、通わせるつもりのない理由では、母子家庭は「通わせる家計の余裕がない」が最も多く、父子家庭は「学校の勉強で十分だと思うから」が最も多くなっています。

表3 (11) 2-1 小中学生の子どもの学習塾利用状況 (単位：%)

	山形県 (R01)		山形県 (H26)	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
通わせている	21.1	23.3	16.2	16.4
通わせたいが通わせていない	52.9	49.5	57.5	44.2
通わせるつもりはない	26.0	27.2	26.3	39.4
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

表3 (11) 2-2 通わせていない理由 (単位：%)

	山形県 (R01)		山形県 (H26)	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
塾代が高い	74.7	56.9	78.8	65.8
近くに塾がない	5.1	13.7	3.5	16.4
その他	13.3	21.6	13.3	13.7
未回答・無効回答	6.8	7.8	4.3	4.1
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

表3 (11) 2-3 通わせるつもりのない理由 (単位：%)

	山形県 (R01)		山形県 (H26)	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
通わせる家計の余裕がない	36.1	25.0	51.3	43.1
塾の勉強についていけないと思うから	4.2	3.6	4.4	4.6
生活習慣が乱れるから	0.0	0.0	2.5	1.5
学校の勉強で十分だと思うから	20.8	32.1	21.5	35.4
特になし	3.5	10.7	4.4	7.7
その他	16.7	14.3	13.9	4.6
未回答・無効回答	18.8	14.3	1.9	3.1
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

(12) - 1 公的制度等の利用状況

公的制度について、「知っている」、「利用したことがある」制度は、母子家庭、父子家庭ともに「児童扶養手当」が最も多く、次いで「ひとり親家庭医療給付制度」となっています。

前回調査に比べ、母子家庭、父子家庭ともすべての制度で「知っている」の割合が大きく増加しています。一方で、「利用したことがある」制度は、「県又は市町村の福祉関係窓口又は相談員への相談事業」は前回調査から増加していますが、それ以外は減少しています。

表3 (12) 1 - 1 福祉関係の公的制度等の利用状況（山形県）

【母子家庭】

（単位：％）

	山形県（R01）		山形県（H26）	
	知っている	利用したことがある	知っている	利用したことがある
県又は市町村の福祉関係窓口 または相談員への相談事業	64.5	26.2	54.8	23.9
保育所への優先入所	45.5	27.3	37.2	38.1
ひとり親家庭子育て生活支援事業	43.4	6.3	35.1	9.0
自立支援教育訓練給付金	56.5	8.9	43.5	9.5
ひとり親家庭医療給付制度	86.9	56.0	77.6	73.3
母子・父子・寡婦福祉資金 （H26は、母子・寡婦福祉資金）	59.9	9.0	51.0	13.3
児童扶養手当	94.4	58.0	86.4	80.4
母子福祉センター及び母子家庭等就業・自立支援センター	53.2	9.9	35.6	15.7
母子生活支援施設	26.0	3.5	20.1	8.4

【父子家庭】

	山形県（R01）		山形県（H26）	
	知っている	利用したことがある	知っている	利用したことがある
県又は市町村の福祉関係窓口 または相談員への相談事業	60.4	23.5	44.5	20.8
保育所への優先入所	33.1	16.1	20.2	29.2
ひとり親家庭子育て生活支援事業	36.1	14.8	21.4	15.7
自立支援教育訓練給付金	39.1	0.0	16.0	13.2
ひとり親家庭医療給付制度	67.5	50.0	56.7	64.4
母子・父子・寡婦福祉資金 （H26は、母子・寡婦福祉資金）	39.6	13.4	19.3	0.0
児童扶養手当	85.8	55.2	69.7	74.7
母子福祉センター及び母子家庭等就業・自立支援センター	30.2	7.8	12.6	20.0
母子生活支援施設	11.8	10.0	7.6	22.2

※ 複数回答。

※ 各公的制度の「知っている」の割合は、全体の回答者数のうち「知っている」と回答した親の割合。

※ 各公的制度の「利用したことがある」の割合は、公的制度を「知っている」と回答した親のうち、「利用したことがある」と回答した親の割合。

(12) - 2 公的制度等をいままで利用しなかった理由

公的制度等をいままで利用しなかった理由は、母子家庭、父子家庭ともに、ほとんどの制度で「制度を知らなかった」が最も多く、次いで「利用する必要がある」となっています。

表3 (12) 2-1 公的制度等をいままで利用しなかった理由 (山形県、R01)

【母子家庭】

(単位：%)

	制度を知らなかった	利用する必要がある	手続きが面倒	その他	総数
県又は市町村の福祉関係窓口または相談員への相談事業	43.8	36.8	7.3	12.2	100.0
保育所への優先入所	60.4	30.5	0.4	8.7	100.0
ひとり親家庭子育て生活支援事業	58.2	32.5	4.2	5.1	100.0
自立支援教育訓練給付金	51.0	33.9	5.5	9.6	100.0
ひとり親家庭医療給付制度	52.5	15.8	2.5	29.2	100.0
母子・父子・寡婦福祉資金	60.2	19.2	7.3	13.3	100.0
児童扶養手当	38.9	20.4	5.6	35.2	100.0
母子福祉センター及び母子家庭等就業・自立支援センター	58.1	33.7	1.2	7.0	100.0
母子生活支援施設	76.0	19.5	0.5	4.1	100.0

【父子家庭】

	制度を知らなかった	利用する必要がある	手続きが面倒	その他	総数
県又は市町村の福祉関係窓口または相談員への相談事業	46.6	38.4	9.6	5.5	100.0
保育所への優先入所	53.4	42.7	1.9	1.9	100.0
ひとり親家庭子育て生活支援事業	61.8	31.8	6.4	0.0	100.0
自立支援教育訓練給付金	65.0	27.2	4.9	2.9	100.0
ひとり親家庭医療給付制度	64.7	23.5	5.9	5.9	100.0
母子・父子・寡婦福祉資金	71.6	17.6	6.9	3.9	100.0
児童扶養手当	50.0	25.0	12.5	12.5	100.0
母子福祉センター及び母子家庭等就業・自立支援センター	60.2	30.1	1.8	8.0	100.0
母子生活支援施設	66.4	22.9	2.3	8.4	100.0

※ 複数回答。

※ 各公的制度の利用状況で「利用したことがある」を選択しなかった親の回答割合。

(13) ひとり親家庭の親が困っていること

ひとり親家庭が困っていることについては、母子家庭、父子家庭ともに「生活費」が最も多く、次いで「子育て」、「自分の健康」の順となっています。

表3 (13) ひとり親家庭の親が困っていることの内容

【母子家庭】

(単位：%)

	山形県			全国		
	R01	H26	H21	H28	H23	H18
仕事	10.2	11.2	12.2	13.6	19.1	18.1
自分の健康	10.8	9.1	8.1	13.0	9.5	10.6
家族の健康	4.3	5.7	5.7	6.7	5.1	5.0
住宅	5.5	5.2	4.3	9.5	13.4	12.8
生活費	23.1	23.4	25.4	50.4	45.8	46.2
借金・ローン等の返済	7.6	5.8	7.9			
家事	2.3	1.3	1.2	2.3	1.5	1.9
相談相手や支えてくれる人がいない	1.5	2.2	1.9			
元の配偶者とのトラブル	1.4	1.2	1.7			
実家・家族との関係	2.6	2.6	2.9			
職場での人間関係	2.4	1.7	1.8			
近所との関係	0.4	0.7	0.5			
ひとり親世帯への偏見	2.1	2.5	2.2			
ひとり親の交流の場がない	0.9	1.3	1.0			
子どもの預け先	1.6	1.5	1.6			
再婚について	1.9	2.1	2.3			
子育てについて	13.0	16.0	14.8			
その他	1.5	1.3	1.5	4.5	5.7	5.3
特になし	4.1	2.6	1.2			
未回答・無効回答	2.8	2.7	1.8			
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【父子家庭】

(単位：%)

	山形県			全国		
	R01	H26	H21	H28	H23	H18
仕事	9.8	11.5	10.4	15.4	17.4	12.6
自分の健康	10.0	8.0	5.5	10.1	9.9	5.9
家族の健康	7.9	7.1	8.3	11.6	8.8	
住宅	1.9	2.6	1.9	4.5	7.8	7.4
生活費	18.7	20.8	20.7	38.2	36.5	40.0
借金・ローン等の返済	10.0	10.8	10.5			
家事	3.8	4.0	5.3	16.1	12.1	27.4
相談相手や支えてくれる人がいない	2.4	1.5	2.4			
元の配偶者とのトラブル	0.8	1.1	0.6			
実家・家族との関係	1.1	1.6	1.0			
職場での人間関係	1.4	1.3	1.1			
近所との関係	0.3	0.2	0.4			
ひとり親家庭への偏見	1.1	1.8	1.5			
ひとり親の交流の場がない	1.9	1.1	2.0			
子どもの預け先	1.1	0.9	0.6			
再婚について	6.0	5.5	7.7			
子育てについて	12.5	14.1	14.9			
その他	0.3	0.7	1.2	4.1	7.5	6.7
特にない	4.6	2.9	1.9			
未回答・無効回答	4.6	2.6	2.1			
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 複数回答。

※ 「全国」は、「子どもについての悩み」以外の「ひとり親本人が困っていること」として質問し、集計したため、参考数値。

(14) 子どもについての悩み

現在ひとり親が困っていることで、「子育てについて」と回答した人にその内訳を聞いたところ、母子家庭、父子家庭ともに、「進学」が最も多く、次いで「教育」、「しつけ」の順となっています。

加えて、母子家庭では、「子どもとの関わり」、父子家庭では「健康」に関する悩みも多くなっています。

表3 (14) 困っていることのうち子どもについての悩みの内訳

【母子家庭】

(単位：%)

項目	山形県		全国	
	R01	H26	H28	H23
しつけ	12.0	14.3	13.1	15.6
教育	20.2	19.7	58.7	56.1
進学	31.6	27.1		
就職	2.7	5.8	6.0	7.2
非行	1.1	1.1	3.0	3.6
友人関係	3.4	3.8		
健康	6.3	3.4	5.9	5.3
発達	5.9	3.8	/	/
食事・栄養	4.0	4.1	2.6	2.6
衣服、身の回り	1.7	1.4	0.8	0.8
結婚問題	/	/	0.4	0.1
子どもとの関わり	8.2	11.5	/	/
学校・保育所等との関係	2.3	1.1	/	/
その他	0.4	1.6	9.5	8.7
未回答・無効回答	0.4	1.0	/	/
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

【父子家庭】

(単位：%)

項目	山形県		全国	
	R01	H26	H28	H23
しつけ	11.6	13.5	13.6	16.5
教育	20.5	16.4	46.3	51.8
進学	24.1	23.4		
就職	1.8	4.1	7.0	9.3
非行	0.0	0.6	1.8	2.9
友人関係	5.4	4.1		
健康	9.8	4.1	6.6	6.0
発達	5.4	5.3		
食事・栄養	6.3	11.7	7.0	6.7
衣服、身の回り	2.7	4.1	4.8	3.1
結婚問題			2.2	0.0
子どもとの関わり	8.9	8.8		
学校・保育所等との関係	2.7	2.3		
その他	0.9	0.0	10.6	3.8
未回答・無効回答	0.0	1.8		
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 複数回答。

※ あなたが困っていることで「子育てについて」と回答した親の回答割合。

※ 「全国」は、「子どもについての悩み」単独で、質問し、集計したため、参考数値。

(15) 今後充実して欲しい施策

今後充実してほしい施策については、母子家庭、父子家庭ともに「児童扶養手当の増額」が最も多く、次いで、「子どもの学習支援の充実」、「ひとり親家庭の医療費助成の所得制限の緩和」の順となっています。

図3 (15) ひとり親家庭への支援として望むこと (単位：%)

内 容	山形県(母子)R01	山形県(父子)R01	山形県(母子)H26	山形県(父子)H26
認可保育所への優先入所	1.7	2.2	2.6	1.4
みなし寡婦控除の適用拡大	3.5	1.6	2.5	1.8
学童保育等の充実	4.1	3.0	5.0	3.5
相談窓口への充実	2.5	2.4	2.0	2.5
児童扶養手当の増額	28.1	30.7	27.7	28.3
公的貸付金制度の充実	7.1	10.1	7.2	9.6
公営住宅への優先入居	4.2	2.2	5.8	2.7
ひとり親世帯が入居できるシェアハウス整備等住居施策	3.0	1.6	2.2	0.6
ひとり親家庭の医療費助成の所得制限の緩和	12.8	13.0	10.5	18.3
職業紹介の充実、就労機会の拡大	5.2	2.7	6.5	4.1
養育費の確保策	7.5	9.2	9.0	9.0
再婚の支援	1.9	6.0	2.1	6.8
子どもの学習支援の充実	14.5	14.1	15.7	11.3
面会交流の支援	0.4	0.0	-	-
その他	3.5	1.1	1.3	0.2

※ 複数回答

※ 医療費助成、児童扶養手当とともに、平成22年度から父子家庭も対象

※ 「面会交流の支援」は、令和元年より回答項目を新規追加。

4 山形県ひとり親家庭緊急実態調査（新型コロナウイルスによる影響）の概要

本県におけるひとり親家庭の新型コロナウイルス感染症による影響を把握するため、「令和2年度山形県ひとり親家庭実態調査」を実施しました。

この調査は、県内に住む母子家庭、父子家庭を対象とし、インターネットを通して行いました。

- ・調査期間 令和2年7月10日から8月31日まで
- ・調査対象者 山形県内にお住まいの母子家庭又は父子家庭世帯の方
- ・回答者数 1,215名

【回答者内訳】 (人)

母子のみ世帯	父子のみ世帯	母子の他に同居者あり世帯	父子の他に同居者あり世帯
693	22	468	32
57.0%	1.8%	38.5%	2.6%

【回答者の住居状況】 (人)

持家	実家等に同居	公営住宅	民間アパート等
222	393	221	329
18.3%	32.4%	18.2%	27.1%
社宅等	その他		
2	48		
0.2%	4.0%		

【回答者の児童扶養手当受給状況】 (人)

受給している	受給していない
1,056	159
86.9%	13.1%

【回答者の現在の勤務形態】 (人)

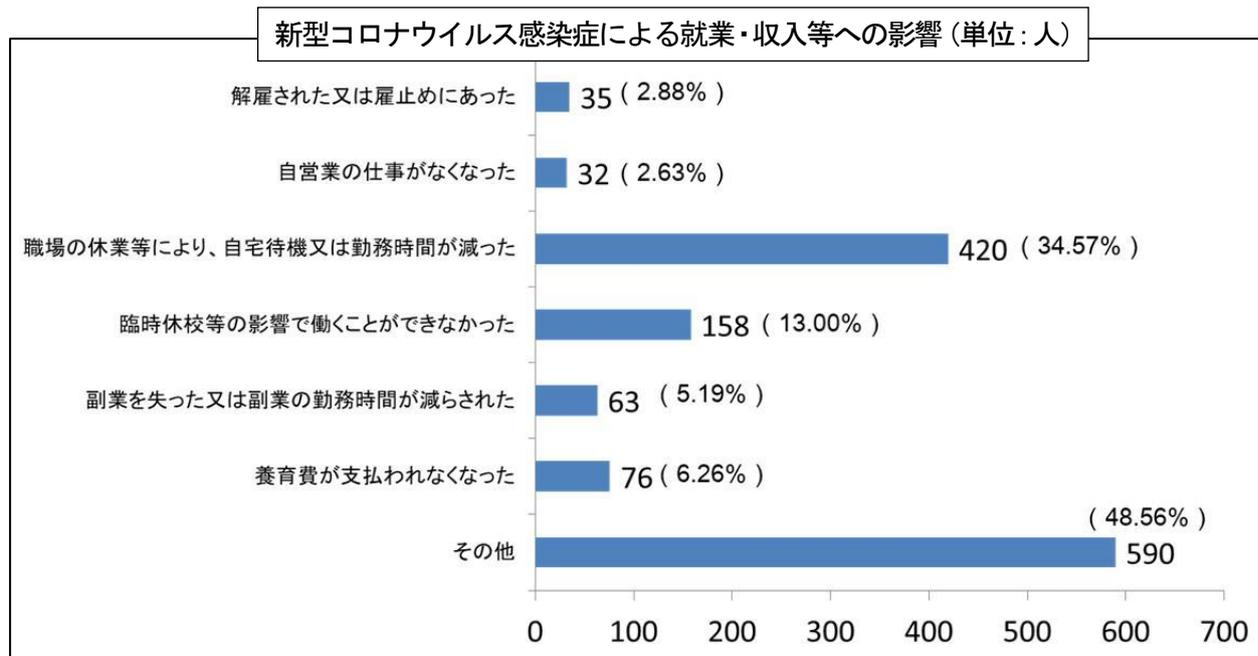
事業主	正規雇用者	アルバイト・パート	契約社員
42	608	334	128
3.5%	50.0%	27.5%	10.5%
派遣社員	家族従事者	求職中	その他
34	4	42	23
2.8%	0.3%	3.5%	1.9%

5 山形県ひとり親家庭緊急実態調査の結果

(1) 新型コロナウイルス感染症の就業・収入等の面での影響

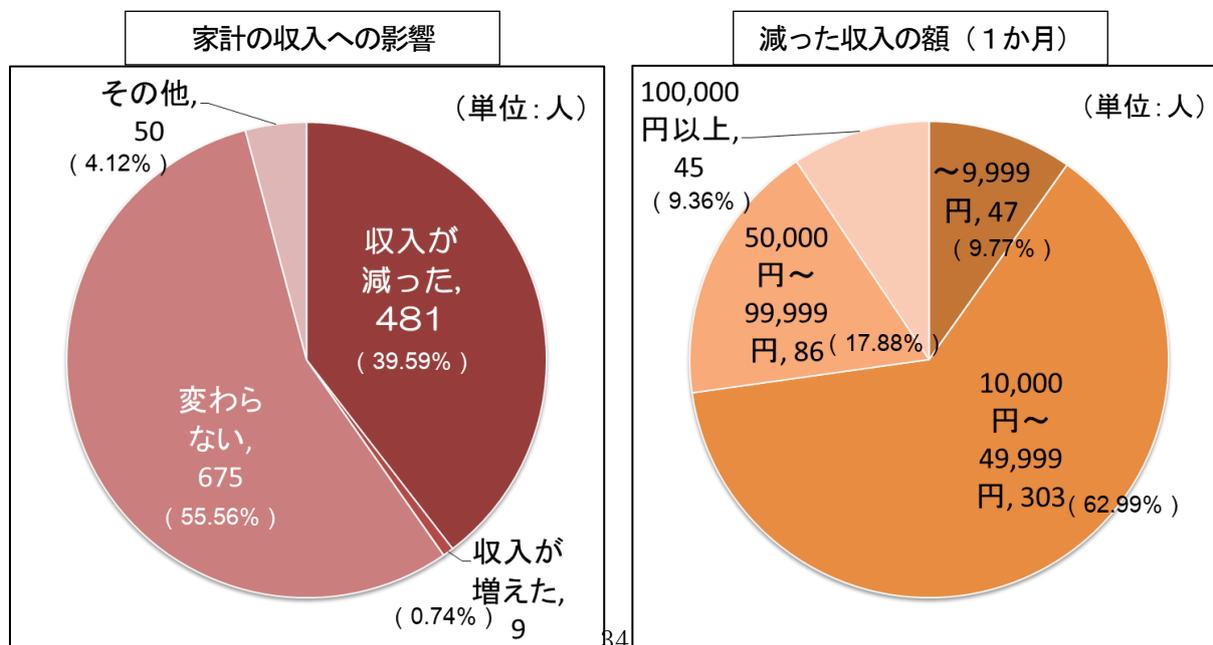
(複数回答)

新型コロナウイルス感染症の就業・収入等の面での影響については、「臨時の休業等により、自宅待機又は勤務時間が減った」(34.6%)が最も多く、次いで、「臨時休校等の影響で働くことができなくなった」(13.0%)、「養育費が支払われなくなった」(6.3%)、「副業を失った又は副業の勤務時間が減らされた」(6.2%)の順になっています。



(2) - 1 新型コロナウイルス感染症による家計の収入への影響

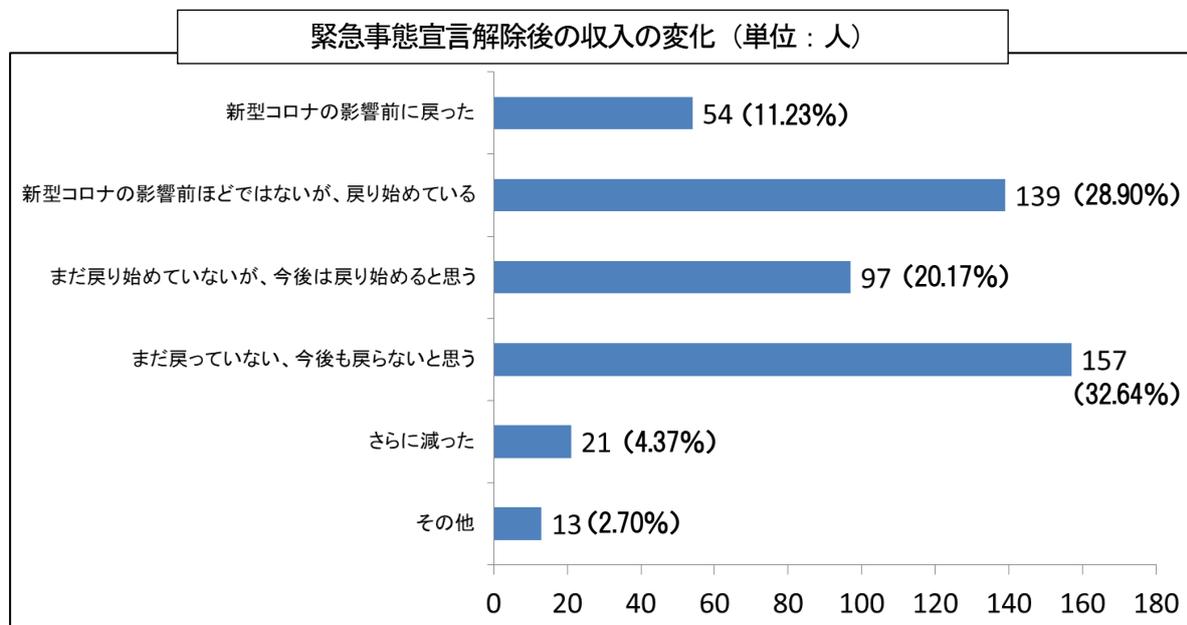
新型コロナウイルス感染症による家計の収入への影響については、「変わらない」(55.6%)、「収入が減った」(39.6%)、「収入が増えた」(0.7%)となっています。また、減った収入額は、1か月で「10,000円～49,999円」(63.0%)、「50,000円～99,999円」(17.9%)、「～9,999円」(9.8%)、「100,000円以上」(9.3%)となっています。



(2) - 2 緊急事態宣言解除後の収入の変化（収入が減ったと回答した方が対象）

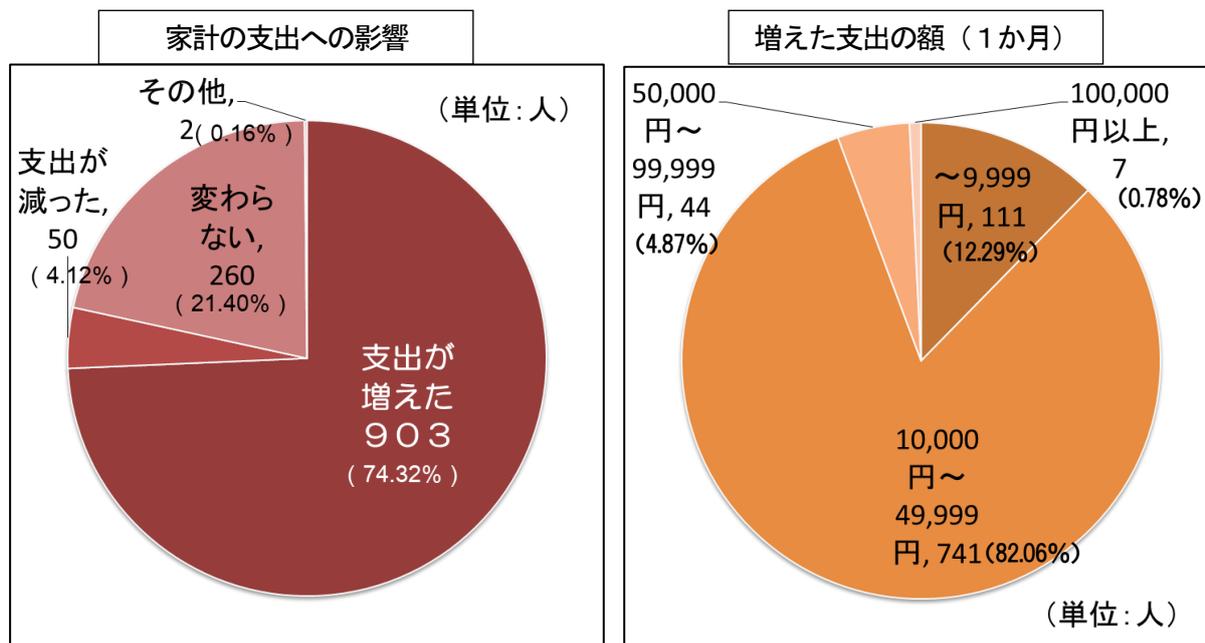
(複数回答)

緊急事態宣言解除後の収入の変化については、「まだ戻っていない、今度も戻らないと思う」(32.6%)、「新型コロナの影響前ほどではないが、戻り始めている」(28.9%)、「まだ戻り始めているが、今後は戻り始めると思う」(20.2%)、「新型コロナの影響前に戻った」(11.2%)、「さらに減った」(4.4%)の順になっています。



(3) - 1 新型コロナウイルス感染症による家計の支出への影響

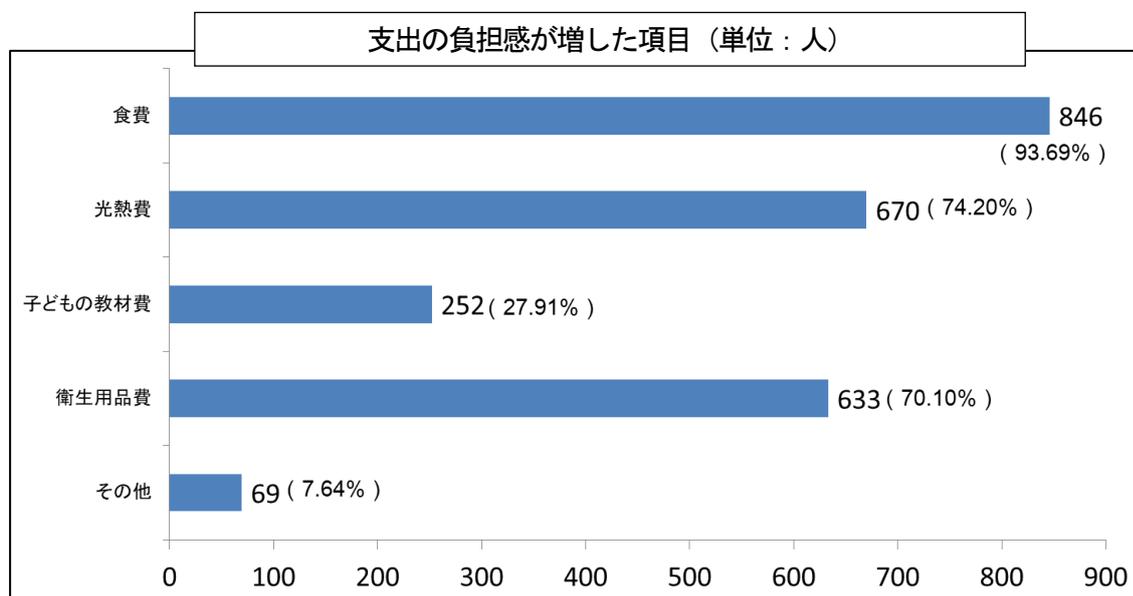
家計の支出への影響については、「支出が増えた」(74.3%)、「変わらない」(21.4%)、「支出が減った」(4.1%)の順となっています。また、増えた支出の額は、1か月で「10,000円～49,999円」(82.1%)、「～9,999円」(12.3%)、「50,000円～99,999円」(4.9%)、「100,000円以上」(0.8%)となっています。



(3) - 2 支出の負担感が増した項目

(複数回答)

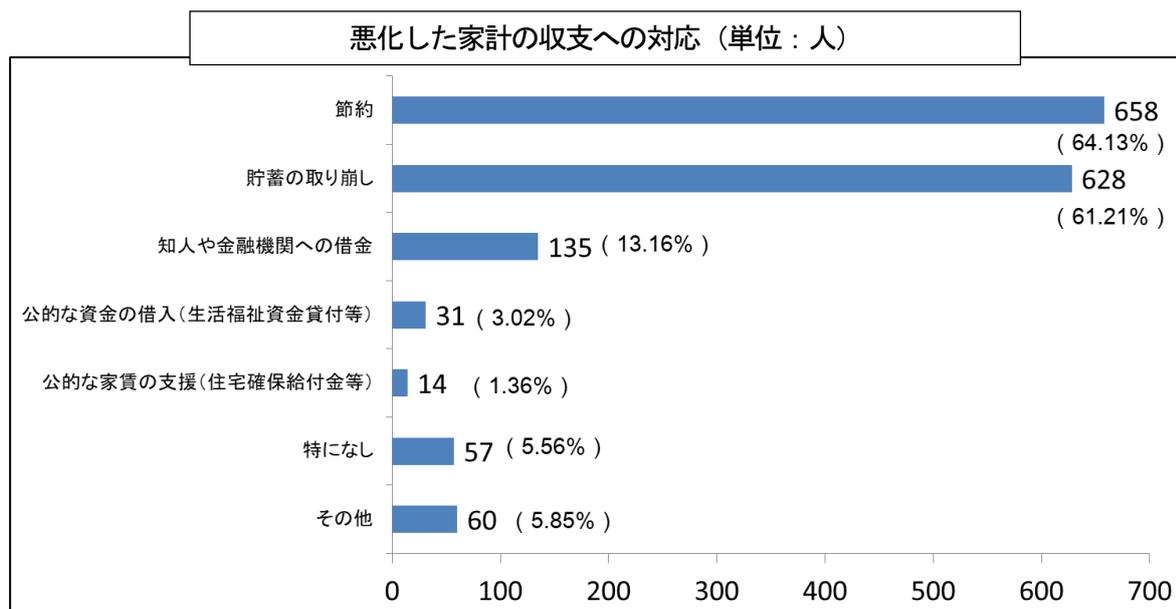
支出の負担感が増した項目については、「食費」(93.7%)、「光熱費」(74.2%)、「衛生用品費」(70.1%)、「子どもの教材費」(27.9%)、の順になっています。



(4) 収支の悪化への対応(「収入が減った」又は「支出が増えた」と回答した方が対象)

(複数回答)

収支の悪化への対応については、「節約」(64.1%)、「貯蓄の取り崩し」(61.2%)、「知人や金融機関への借金」(13.2%)、「公的な資金の借入(生活福祉資金貸付等)」(3.0%)、「公的な家賃の支援(住宅確保給付金等)」(1.4%)の順になっています。

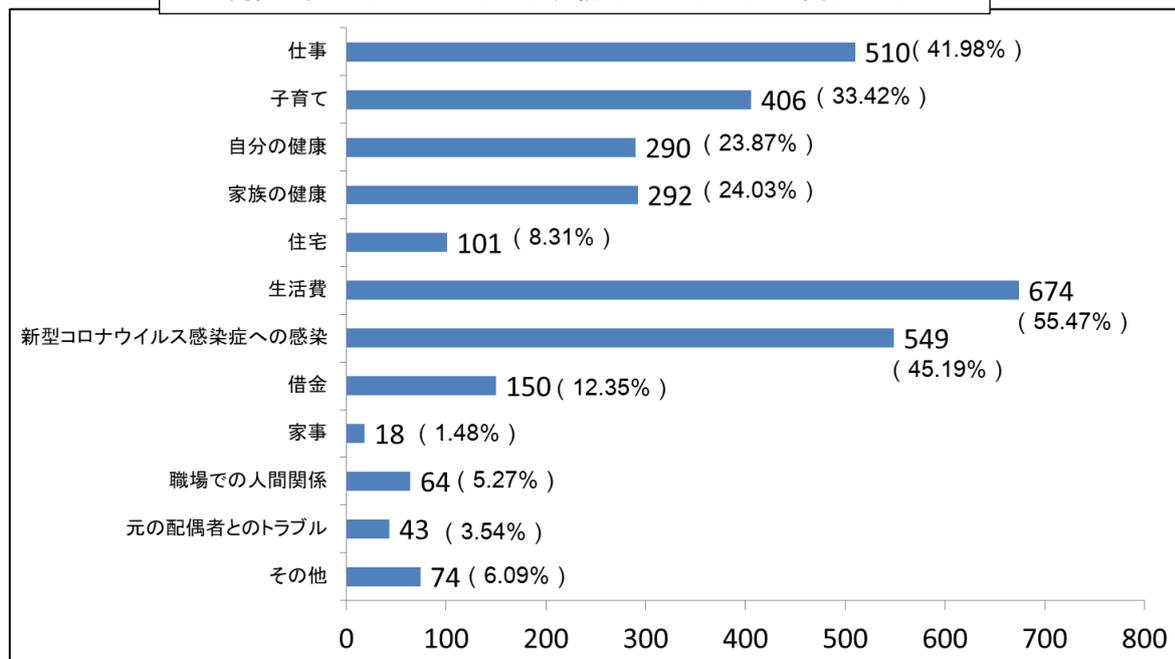


(5) 現在不安に思っていることや悩んでいること

(複数回答)

現在不安に思っていることや悩んでいることについては、「生活費」(55.5%)、「新型コロナウイルス感染症への感染」(45.2%)、「仕事」(42.0%)、「子育て」(33.4%)、「家族の健康」(24.0%)、「自分の健康」(23.9%)、「借金」(12.4%)の順になっています。

現在不安に思っていること、悩んでいること (単位：人)



第3章 第三次計画に基づく事業の実施状況及び評価

第三次ひとり親家庭自立促進計画「山形県ひとり親家庭応援プラン」（計画期間：平成28年度～令和2年度）では、「ひとり親家庭の誰もが自立し、安心して生活でき、子どもの将来に夢をもって暮らせる山形県」を目標に、6つの施策の柱のもとに取り組んできました。また、17の数値目標を設定し、計画の進捗状況を検証しています。

第三次計画における各事業の実施状況及び評価は以下のとおりです。

1 各施策の柱に基づいた事業の主な実施状況及び評価

(1) 相談・支援体制の強化

①総合的な相談支援体制の整備

- ・ひとり親家庭の相談にワンストップで対応する山形県ひとり親家庭応援センターを開設（H28～）しました。
- ・女性の就労を支援するマザーズジョブサポート庄内を、山形に続き開設（H29～）しました。
- ・子どもの居場所づくりの取組みをサポートする山形県子どもの居場所づくりサポートセンターを開設（R01～）しました。
- ・子育て世代包括支援センターが全市町村に設置されました。

②市町村、関係機関、NPO等との連携による総合的な相談、支援体制の強化

- ・総合支庁及び市に配置している母子・父子自立支援員のスキルアップを図るため、専門的な研修への派遣や、研修会を開催し、相談の質の向上に努めました。
- ・子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む団体に対し、支援を行いました。
- ・子どもの居場所づくりに取り組む団体等の相談・支援やPR、民間企業等と連携した食材等の提供体制のコーディネートなどを行う「子どもの居場所づくりサポートセンター」を開設（R01～）しました。

③支援情報提供の充実及び強化

- ・「ひとり親福祉のしおり」を作成し、児童扶養手当受給世帯等に配布しました。

【数値目標到達状況】 ※目標年度令和2年度

	基準年度 数 値	目標値	実績
県や市町村の福祉相談センター関係窓口または相談員の相談事業の認知度	52.7% (H26)	100%	64.5% (R1調査)
母子・父子自立支援員相談受付件数	19,338件 (H26)	24,000件	16,051件 (H30)
ひとり親家庭応援センターにより地域連携ネットワーク構築数	-	4か所	4か所

【主な問題点】

- ・県や市町村の福祉相談センター関係窓口の認知度が、母子家庭は64.5%、父子家庭は54.8%となっています。さらに、公的相談窓口の利用経験は、母子家庭26.2%、父子家庭23.9%となっています。

(2) 子育て・生活の支援

①ひとり親家庭に対する切れ目のない子育て・生活支援

- ・妊娠期から出産期、子育てにわたり、相談や悩みにワンストップで対応する「子育て世代包括支援センター」(*)が、全市町村に整備されました。母子保健コーディネーターが配置され、研修等の実施により質の充実が図られています。

(*) **子育て世代包括支援センター**

妊娠期から出産期・子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行います。

- ・各地で地域子育て拠点施設の整備が進み、日本総合研究所の「都道府県幸福度ランキング 2020」では、人口あたりの施設数は全国3位となっています。

②安心して子どもを預けられる保育環境の整備

- ・市町村と連携した保育所の整備等により、令和2年4月1日現在の待機児童数は、0名となりました。
- ・保育所等による延長保育や一時預かり、病後児保育所や放課後児童クラブ等、多様な保育ニーズに対応した環境の整備やサービスの充実が図られました。
- ・緊急の用事などで子育てができないひとり親家庭に対して、生活と子育てを支援する家庭生活支援員（ヘルパー）の登録人数は、横ばいです。登録者数や利用者数は、地域によって大きな違いがあります。
- ・子ども食堂など子どもの居場所の数は、運営費に対する支援の創設や、子どもの居場所づくりサポートセンターの設置など、子どもの居場所づくりを推進する取組みにより、確実に増加しています。

【数値目標到達状況】 ※目標年度令和2年度

	基準年度 数 値	目標値	実績
母子保健コーディネーターを設置する市町村数	3 箇所 (H27)	全市町村	全市町村 (R2. 4)
ファミリーサポートセンター設置数	21 箇所 (H25)	26 箇所	24 箇所 (R2. 4)
保育所等による延長保育実施箇所数	177 箇所 (H25)	270 箇所	215 箇所 (R2. 4)
保育所等による一時預かり実施箇所数	121 箇所 (H25)	233 箇所	225 箇所 (R2. 4)
病後児保育所数	40 箇所 (H25)	57 箇所	75 箇所 (R2. 4)
放課後児童クラブの設置数	270 箇所 (H25)	310 箇所	328 箇所 (R2. 4)
家庭生活支援員（ヘルパー）の登録人数	242 人 (H25)	270 人	242 人 (R2. 4)
食事の提供を伴うひとり親家庭の子ども居場所づくり実施箇所数	—	4 箇所	39 箇所 (R2. 4)

【主な問題点】

- ・家庭生活支援員（ヘルパー）の登録人数が、計画策定時と同じで増加していません。

(3) 就労の支援

①就業に関する相談窓口の拡充

- ・マザーズジョブサポート山形 (H26 開設)・庄内 (H29 開設) で、女性の就労に向けたワンストップ支援を実施し、利用者の就職件数は、目標を大きく上回りました。
- ・ひとり親家庭応援センターの就業自立に係る相談受付件数は減少しました。これは、近年、県内の有効求人倍率が高まり、求職者数が減少する中で、相談者数も減少したこと、マザーズジョブサポート山形・庄内の開設により相談窓口が増加したことも要因と考えられます。

②資格取得から就労までの切れ目のない支援

- ・就職に有利な資格取得に取り組むひとり親への高等職業訓練促進給付金の制度に、県独自で生活費、家賃及び通学費補助を上乗せし、パッケージで支援を行いました。これまでに、51 名が制度を利用し、県内に就職しています。

【数値目標到達状況】 ※目標年度令和 2 年度

	基準年度 数 値	目標値	実績
マザーズジョブサポート山形利用者 就職者数 (累計)	70 人 (H27)	350 人	1,122 人 (R1 末)
ひとり親家庭就業・自立支援センター の就業自立に係る相談受付件数	649 件 (H26)	増加させる	324 件 (R1 末)
ひとり親の雇用に積極的に取り組む 企業数	42 社 (H26)	増加させる	436 社 (R1 末)
資格取得応援プロジェクト事業のうち 高等職業訓練促進給付金等の新規 受給者数	8 件 (H27)	50 件	51 件 (R1 末)
ひとり親生活応援給付金及びひとり 親住まい応援給付金の実施に取り組 む市町村数	—	全市町村	(生活応援) 9 市 2 町 (住まい応 援) 5 市

【主な問題点】

- ・ひとり親家庭の 90%以上が就業していますが、母子家庭の就労収入は年収 100～200 万円未満世帯が多く、常用雇用者であっても、年間就労収入 200 万円未満の世帯が 38.1%となっています。
- ・県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意を要する必要があるとされており（「最近の雇用情勢について」(令和 2 年 12 月) 山形労働局)、ひとり親の就労への影響が懸念されます。

(4) 教育の支援

①幼児期から高等教育までの切れ目のない学習支援

- ・低所得世帯や多子世帯などへの保育の利用料の負担軽減が実施されたほか、3 歳から 5 歳までの幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月からスタートし、さらに保育料の負担軽減が進みました。
- ・義務教育、高校教育、高等教育の各段階で、授業料や学用品費等の軽減措置が図られました。

②学校等を核とした福祉関係機関との連携

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等を通して、学校と関係機関の連携による相談支援が図られました。

③地域における生活・学習支援の促進

- ・ひとり親家庭や、困窮世帯の子どもに無料で勉強を教える学習支援を実施している市町村の数が増加しました。

【数値目標到達状況】 ※目標年度令和2年度

	基準年度 数 値	目標値	実績
ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等が実施されている市町村数	18 市町村 (H27)	全市町村	32 市町村 (R2. 4)

【主な問題点】

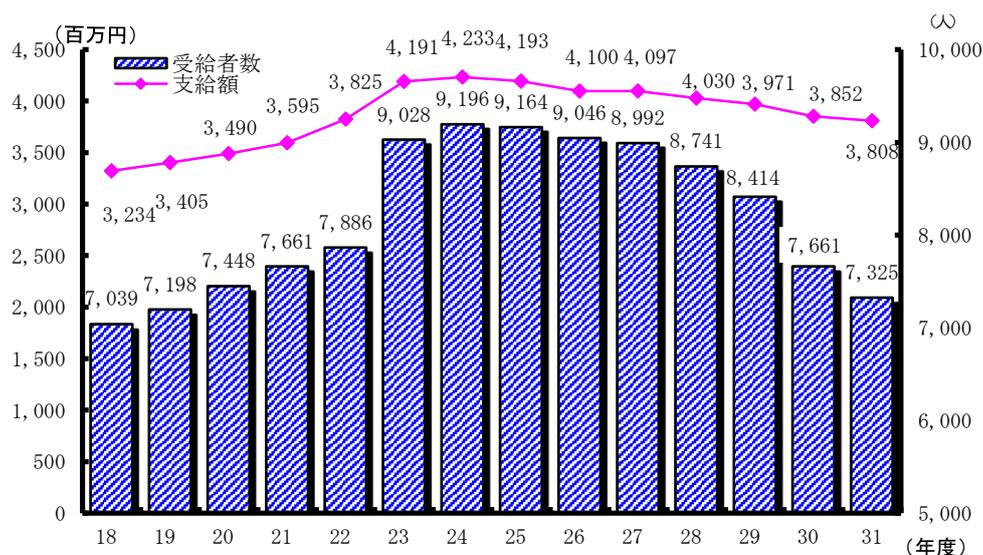
- ・現在の暮らしの状況で「大変苦しい」「苦しい」「やや苦しい」と回答した方が、「不足していると感じている費用」は、母子家庭、父子家庭とも1位が「日常生活費」（母子家庭30.6%、父子家庭30.7%）、2位が「子どもの就学・通学のための費用」（母子家庭18.6%、父子家庭19.3%）で、3位が「子どもの学習塾・習い事の費用」（母子家庭17.0%、父子家庭11.7%）となっており、教育関係の経費が家計の負担となっています。
- ・ひとり親家庭の子どもに関する悩みの中で、1位は進学（母子家庭31.6%、父子家庭24.1%）、2位は教育（母子家庭20.2%、父子家庭20.5%）でした。一方で、子どもを学習塾に通わせたいが、通わせていない母子家庭は52.9%、父子家庭は49.5%となっています。

(5) 経済的支援

①子育てや生活の安定のための経済的支援

- ・県及び市は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について、親や扶養義務者等の所得に応じて児童扶養手当を支給しています。

参考：児童扶養手当の受給者数及び支給額の推移



資料：県子ども家庭課

- ・ひとり親家庭に対し、低利又は無利子で資金を貸し付ける母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行いました。各種修学資金の拡充等により、貸付実績は減少しています。

母子父子寡婦福祉資金貸付実績

(単位：件、千円)

	母子福祉資金		寡婦福祉資金		父子福祉資金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H27	187	80,170	3	2,148	8	2,778	198	85,096
H28	117	56,267	0	0	5	2,832	122	58,099
H29	90	45,497	1	100	3	1,848	94	47,445
H30	62	30,568	1	240	4	3,068	67	33,876
R01	25	12,415	0	0	4	3,350	29	15,765

資料：県子ども家庭課

※平成31年4月に山形市が中核市に移行したことに伴い貸付事務は移行、令和元年度実績から山形市分は除く

- ・ひとり親家庭の保険診療に係る自己負担額について、市町村が助成する事業に支援しています。

ひとり親家庭医療給付事業の実績

(単位：千円、人、%)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実績	所要額(千円)	224,384	245,743	258,331	285,997	297,992	296,261	296,988
	対象者数(人)	15,345	15,716	17,890	18,288	18,293	18,373	17,209

資料：県子ども家庭課

- ・養育費の取得手続きや相談窓口についてのリーフレット配布等による情報提供を充実していくとともに、ひとり親家庭応援センターで弁護士相談を実施しました。

【主な問題点】

- ・母子家庭の80.0%、父子家庭の78.7%の現在の暮らしは、「大変苦しい」「苦しい」「やや苦しい」状況となっています。
- ・母子家庭の62.0%、父子家庭の89.6%が養育費を受けたことがないか、受けたことがあるが現在は受けていません。

第4章 計画の基本的な考え方

1 目指す社会

ひとり親家庭が自立して安定した生活をし、子どもが幸せに育ち、自立できる山形県

子育てと生計を一人で担っているひとり親が、自らの力を発揮して安定した生活を営みながら、子どもが夢と希望をもって自立できる山形県の実現を目指します。

2 計画において重視する視点

この計画において、5つの視点を重視します。

(1) 子どもを中心にすえ、子どものライフステージに応じたきめ細かな支援

子どもは社会の宝であり、ひとり親の子どもが心身ともに幸せに成長できるよう、乳幼児期から学童期、青少年期から社会へ自立するまでの子どもの成長に合わせて、子どもの側に立った支援が必要です。

子どもが健やかに成長し、自立できるよう、子どもを中心にすえ、ライフステージに応じた支援を推進していきます。

(2) 相談しやすい環境づくりと子どもと家庭の孤立防止

増加する母子のみ父子のみの核家族世帯の子どもにとって、悩みを相談する大人は、同居する親1人だけの場合があります。また、一人で子育てと仕事を担うひとり親は、忙しさから地域の活動に参加できずに、社会から孤立していくことも懸念されます。

ひとり親家庭の孤立を防止し、必要な支援に結びつけるために、相談しやすい環境づくりや、地域における交流を促進していきます。

(3) ひとり親の自立に向けた資格取得から就労までの段階的な支援

ひとり親の自立は、子どもの健全な発達につながり、子どもが成長し、独立して社会に出ていくための大切な足掛かりとなります。

経済的自立に必要な就労の状況を見てみると、母子家庭の親の9割以上が就業しているものの、収入が低い世帯が多いことから、安定した生活のためにはよりよい条件での就業に向けた支援をする必要があります。

よい条件での就業を可能にする資格取得から就労までの段階的な支援を行っていきます。

(4) ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた対策

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響は長期化の様相を呈しており、経済、教育、生活、労働等様々な分野に影響を及ぼしています。

特に、子育てと仕事を一人で担うひとり親は、社会経済の影響を強く受けやすいことが浮き彫りになりました。

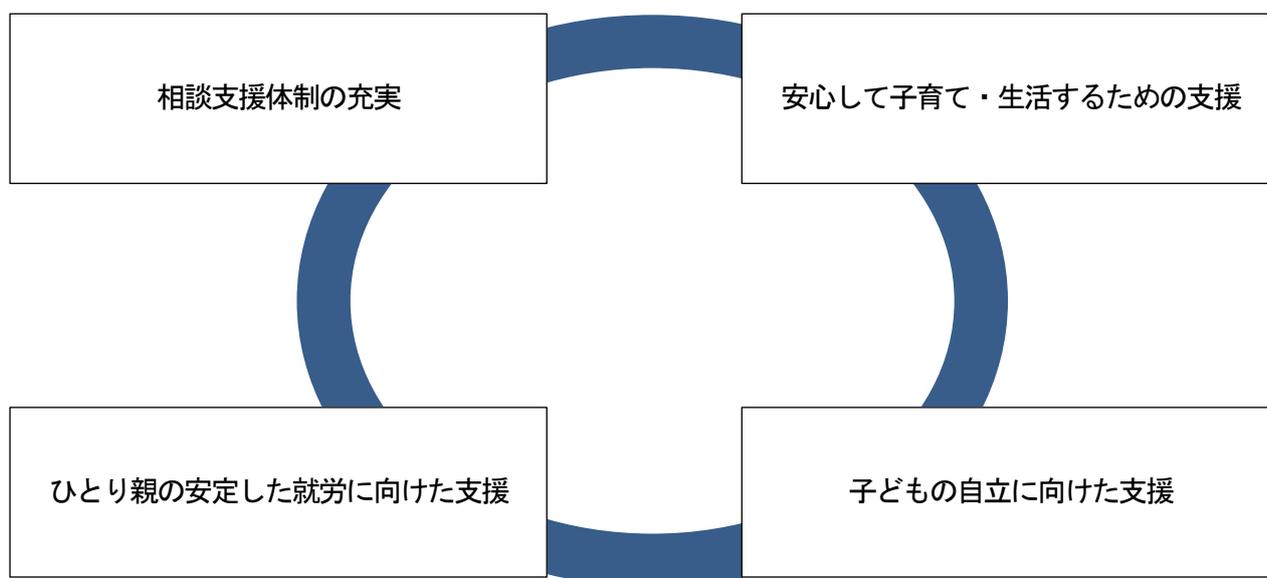
これまで、生活困窮者やひとり親に対する「ひとり親世帯臨時特別給付金」や本県独自の「ひとり親世帯応援金」の支給など経済的支援をはじめとした緊急的な支援を行ってきましたが、今後は、緊急時においても安定した生活を送ることができるよう、住居への支援などひとり親家庭の生活基盤の確保に必要な支援を行うことが重要です。また、オンライン学習への対応など経済的に困難な状況にある子どもたちが新型コロナウイルス感染症の影響による変化に対応していけるよう支援を行っていきます。

(5) 市町村、関係機関、NPO等と連携した支援

市町村、関係機関、NPO等とひとり親に関わる全ての主体が、それぞれの立場から、ひとり親とその子どもを支えるための取組みを連携して推進します。

3 施策の基本的な方向

この計画は、目指す社会を実現するため、4つの柱のもとに施策を展開します。



※「持続可能な開発目標（SDGs）」実現への貢献

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、平成 27 年に国連サミットで採択されたSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」では、令和 12 年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される 17 の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる多方面にわたる課題への総合的な取組みが求められています。

本計画に掲げる施策に基づく取組みを進めることで、SDGsの次の目標（ゴール）の達成に貢献していきます。

	ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進
	ゴール4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ゴール5 ジェンダー（社会的・心理的生別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを行う
	ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい雇用）を促進する
	ゴール 10 国内と国家間の不平等を是正する

4 施策体系

【子どものライフステージに応じた支援】
 I 妊娠期・乳幼児期（0歳～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳） III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

基本の柱	具体的な施策	I	II	III		
基本の柱1 相談支援体制の充実	(1)ひとり親家庭の相談支援体制の充実	①「ひとり親家庭応援センター」によるワンストップ相談体制の充実と周知	■	■	■	
		②母子・父子自立支援員による相談の充実	■	■	■	
		③SNS等相談の整備	■	■	■	
		④民間団体と連携した伴走支援の体制づくり	■	■	■	
		⑤市における計画的な相談支援の促進	■	■	■	
		⑥生活困窮者に対する自立相談支援	■	■	■	
		⑦労働相談の実施	■	■	■	
	(2)子育てに関する相談体制の充実	①妊娠前から出産、子育てまでの相談にワンストップで対応する「市町村子育て世代包括支援センター」による相談支援の充実	■	■	■	
		②子どもと家庭の福祉的な相談支援を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置支援	■	■	■	
		③地域子育て支援拠点での交流支援	■	■	■	
	(3)情報提供の充実	①ひとり親家庭への支援のきめ細かな周知	■	■	■	
	(4)ひとり親が主体となった活動への支援	①ひとり親がサポーターとなってひとり親の相談支援を行うピアサポーターの育成支援	■	■	■	
		②若年母子交流会の開催	■	■	■	
		③各地域における交流会の開催	■	■	■	
	(5)関係機関等の連携強化	①「ひとり親家庭応援センター」と関係機関との連携強化	■	■	■	
		②DV被害者等支援に向けた関係機関との連携	■	■	■	
	基本の柱2 安心して子育て・生活するための支援	(1)ひとり親が安心して子どもを預けられる保育サービスの充実	①認定こども園や放課後児童クラブ等保育サービスの確保	■	■	■
			②多様な保育サービスの整備と拡充	■	■	■
		(2)各教育段階における負担軽減	①幼児教育・保育の無償化	■	■	■
			②多子世帯への保育料等軽減の実施	■	■	■
③義務教育での就学援助の実施			■	■	■	
④高等学校の就学支援			■	■	■	
⑤その他各種修学資金貸付制度の実施			■	■	■	
(3)ひとり親家庭が安心して子育て・生活するための支援の充実		①一時的に家庭で養育が困難な場合の支援等	■	■	■	
		②子どもの居場所におけるフードパントリー等の推進	■	■	■	
		③ひとり親がサポーターとなってひとり親の相談支援を行うピアサポーターの育成支援	■	■	■	
(4)生活の場の確保への支援の推進		①ひとり親家庭の住まいの確保に対する支援	■	■	■	
		②母子生活支援施設における支援	■	■	■	
		③シェアハウスなど新たな生活の場の提供を行う民間団体の情報提供及び開拓	■	■	■	
(5)ひとり親家庭の子育て生活を支える経済的支援		①児童扶養手当等の支給	■	■	■	
		②母子福祉寡婦福祉資金の貸付	■	■	■	
		③医療費助成などその他の経済的支援	■	■	■	
		④養育費確保に向けた支援	■	■	■	
(6)県外から移住するひとり親家庭への支援		①県外から移住するひとり親家庭へ引越しから食、住まいまでをトータルで支援	■	■	■	
		②県外から移住を希望するひとり親家庭への情報提供の充実	■	■	■	

基本の柱3 就労に向けた親の安定した	(1)より良い条件での就業に向けた資格取得や技能習得への支援	①ひとり親家庭への資格取得支援の更なる充実(高等職業訓練促進給付金への上乗せ支援)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		②就職に有利なスキル取得への支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		③高卒程度資格取得のための支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)就業相談・支援の推進	①ワンストップで就業支援をするマザーズジョブサポート山形・庄内の運営	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		②ひとり親家庭就業・自立支援センターでの就業相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		③関係機関の情報交換・連携の推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		④生活困窮者に対する自立相談支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)より良い条件での就業機会の創出	①非正規雇用職員の正社員化の推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		②ひとり親を雇用した事業主への助成金の支給(厚生労働省)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		③生活保護受給者世帯の雇用の促進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		④企業へのひとり親雇用の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4)ひとり親の働きやすい環境づくりの推進	①長時間労働の是正等ワークライフバランスの取組みの普及	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		②労働相談の実施【再掲】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	基本の柱4 子どもの自立に向けた支援	(1)学びのセーフティネットの整備による総合的な支援	①個々の能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			②学校と関係機関の連携による相談支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2)学習支援の推進	①ひとり親家庭等に対する学習支援実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②高卒程度資格取得のための支援【再掲】			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③オンライン学習に向けた環境整備			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)自立に向けた支援		①子どもの就業意欲の向上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		②子どもの就業相談支援体制の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		③社会参加に困難を有する若者への相談支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4)子どもの居場所づくり		①子ども食堂など子どもの居場所の拡大と活動の深化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		②子どもの居場所づくりを推進する地域コーディネーターの育成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5)面会交流への支援の推進		①面会交流に関する広報・啓発	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		②面会交流を支援する民間団体との連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

第5章 具体的な施策

1 相談支援体制の充実

母子のみ世帯及び父子のみ世帯が増加していることから、ひとり親家庭が、社会的、精神的に孤立しないように、また、公的相談窓口や支援制度を知らない、又は知っていても利用したことがない方がいることから、支援を必要とするひとり親家庭に必要な支援が届くように、相談支援体制の整備・充実を図るとともに、ひとり親が利用できる福祉制度や相談窓口等について、積極的に情報を届ける必要があります。

推進方策(1) ひとり親家庭の相談支援体制の充実

対応の方向

ひとり親家庭が抱えている子育て、就業、家計、住居等多岐にわたる不安や悩みに必要かつ適切な助言ができるように、県及び市に母子・父子自立支援員を配置するとともに、研修会等を実施し、相談支援技術の向上を図ります。

また、ひとり親家庭からワンストップで相談を受ける「ひとり親家庭応援センター」の機能を充実をするなど相談しやすい環境づくりを推進するとともに、相談窓口の周知徹底を図ります。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
 III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 「ひとり親家庭応援センター」によるワンストップ相談体制の充実と周知

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
「ひとり親家庭応援センター」による総合的な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親からの様々な相談にワンストップで対応する総合相談支援の実施 ○メールでの相談受付や出張相談の実施など相談しやすい体制の整備 ○ホームページ、SNS等でのひとり親家庭応援センターの周知 ○養育費等法律相談に対応する弁護士相談の実施と周知 	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策② 母子・父子自立支援員の相談の充実

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
母子・父子自立支援員（*）による相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親の相談に応じ、自立に向けた支援を行う母子・父子自立支援員の配置 ○母子・父子自立支援員向け研修会の開催や、情報交換会の開催、専門研修への派遣 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業等、寄り添い型支援の検討 	子ども家庭課	○	○	○

（*）**母子・父子自立支援員**

ひとり親の自立促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付、生活費等経済上の問題、在宅等生活上の問題に関する相談指導を行うとともに、関係機関と連携しながら職務能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。県の4総合支庁と全ての市に配置されています。

◆具体的な施策③ SNS等相談の整備

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
SNS等相談の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭応援センターによるホームページの他、SNS等様々な媒体を活用した情報提供の実施 ○SNSを活用した相談実施の検討 	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策④ 民間団体と連携した伴走支援の体制づくり

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
民間団体との連携強化	○民間団体と連携した中長期的に継続して寄り添い型の支援を行う体制の構築	子ども家庭課	○	○	○
地域で子ども支援に関わる人材の育成	○地域で居場所づくりを促進する「地域コーディネーター」の養成	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策⑤ 市における計画的な相談支援の促進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
市における計画的な相談支援の促進 (*)	○市が地域の実情に応じて計画的に相談支援を実施するための情報提供、助言の実施	子ども家庭課	○	○	○

(*) **市における計画的な相談支援**

「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号）」に基づき、県及び市は、地域の実情に応じたひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知に努めることとされています。

町村は、日常生活支援事業や生活向上事業のほか、公営住宅の供給や保育所入所における配慮、子育て支援事業による支援などを行うこととされています。

◆具体的な施策⑥ 生活困窮者に対する自立相談支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
生活困窮者の自立支援	○複合的な課題を抱える生活困窮者に対して行う包括的な相談・支援	地域福祉推進課	○	○	○

◆具体的な施策⑦ 労働相談の実施

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
労働相談の実施	○社会保険労務士による労働相談を実施し、労働に関する問題の解決を支援	雇用対策課	○	○	○

対応の方向

市町村における、妊娠から出産、子育てまでの相談にワンストップで対応する「子育て世代包括支援センター」を強化するとともに、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置を推進するなど子どもや子育てに関する相談窓口の強化を支援し、子育てに関する相談体制を充実します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳）
- II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 妊娠期から出産、子育てまでの相談にワンストップで対応する「市町村子育て世代包括支援センター」による相談支援の充実

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
妊娠から出産、子育てまで切れ目なく子育て家庭に寄り添う支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村における妊娠期から出産、子育て期にわたり支援を行う「子育て世代包括支援センター」の運営への支援 ○「子育て世代包括支援センター」に配置する母子保健コーディネーター及び子育て支援員の養成 	子育て支援課 子ども家庭課	○		
子どもの成長段階に応じた相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○やまがた子育て応援サイトによるメール相談の実施 ○保健所における女性の心身の健康や妊娠から出産、子どもの発育・発達、子育てについての相談の実施 	子育て支援課 子ども家庭課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○		

◆具体的な施策② 子どもと家庭の福祉的な相談支援を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置支援	○子どもと家庭の福祉的な相談支援を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた情報提供・助言の実施	子ども家庭課	○	○	

◆具体的な施策③ 地域子育て支援拠点での交流支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
子育て中の親子が集う居場所づくりの推進	○親子の交流や世代を超えた様々な人たちとの交流を行う地域子育て支援拠点の運営支援の実施	子育て支援課	○		

対応の方向

支援を必要とするひとり親家庭に情報が届くように、子育てに関する情報や近年拡充されてきたひとり親が利用できる支援制度等について、各種媒体を活用して積極的に情報提供を行います。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳）
- II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① ひとり親家庭への支援のきめ細かな周知

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
ひとり親家庭への支援に関するきめ細かな情報提供の強化	○ひとり親福祉制度をわかりやすくまとめた「ひとり親福祉のしおり」を作成。関係機関や市町村と連携して児童扶養手当受給者に配布	子ども家庭課	○	○	○
子育てに関する各種媒体を活用したきめ細かな情報提供の強化	○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）やSNS、県広報紙、フリーペーパー等を活用した積極的な支援情報の発信 ○地域みんなで子育て応援団による、地域に密着した子育て支援情報の発信 ○市町村や民間団体との連携によるホームページやSNSを活用した情報の発信	子育て支援課 子ども家庭課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○	○	○

対応の方向

ひとり親家庭の精神的な孤立感を軽減するために、ひとり親がサポーターとなって支えるピアサポート(*)の取組みを進めます。

また、個々の世帯の抱える問題に対し、相互に支え合う場を確保し、ひとり親同士のネットワークづくりを推進します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期(0～6歳)
- II 義務教育期(小中学生・6歳～15歳)
- III 青年中期から社会的自立(15歳～社会的自立)

◆具体的な施策① ひとり親がサポーターとなってひとり親の相談支援を行うピアサポーターの育成支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
ひとり親家庭のピアサポーター(*)の育成とピアサポーターによる支援	○ひとり親がサポーターとなってひとり親の相談支援を行うピアサポーターの育成と活動の推進	子ども家庭課	○	○	○

(*) **ピアサポート**

「ピア」は同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉です。「ピアサポート」は、同じような共通項と対等性をもつ人同士(ピア)の支え合いを表す言葉です。お互いの経験を伝えあったり、共感しあったりすることもピアサポートの一つです。また、経験を活かしながら、同じ仲間のために支援を行う人をピアサポーターといいます。

◆具体的な施策② 若年母子交流会の開催

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
若年母子交流会の開催	○県母子寡婦福祉連合会が実施する若年層の母子家庭の親子を対象とする交流会などの開催への支援	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策③ 各地域における交流会の開催

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
各地域における交流会の開催	○各市町母子会が実施する母子家庭の地域交流会開催への支援	子ども家庭課	○	○	○

対応の方向

ひとり親家庭の抱える問題は、子育て、家計、住まい、教育と多岐にわたり、問題が複雑に重なり合っているケースが多く、また、中には、行政との関わりを望まない家庭もあります。支援を必要とする家庭に必要な支援を届けるために、県や市町村、関係団体が連携し、それぞれの家庭に必要な支援を把握し、家庭からの支援の要望を待たずに積極的に継続して支援を行っていきます。

DVから離婚に至り、支援を必要とするケースがあります。DV被害者は精神面、経済面の両面で困難を抱えていることがあり、自立への一歩を踏み出せるように、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設等関係機関が連携して、精神的ケアや自立支援に取り組めます。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳）
- II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策①「ひとり親家庭応援センター」と関係機関との連携強化

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
関係機関の連携強化を図る連絡会議の開催	○ハローワーク、マザーズジョブサポート山形・庄内、ひとり親家庭応援センターなど、ひとり親の就業に係る機関による情報交換の実施	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策② DV被害者等支援に向けた関係機関との連携

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
DV被害者等の自立支援の推進	○配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設、女性相談窓口及びひとり親家庭応援センター等の関係機関が連携したDV被害者等の自立に向けた支援の実施	子ども家庭課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○	○	○

2 安心して子育て・生活するための支援

本県の場合、ほとんどのひとり親が就業していますが、母子家庭は100～200万円、父子家庭は200～300万円の就労収入層が多くなっており、暮らしの状況について「苦しい」と答えた家庭が8割を超えています。ひとり親が困っていることについては、「生活費」、「子育て」、「自分の健康」が多くなっています。ひとり親は、このような多様な問題を抱えながら、子育てと生計の担い手という役割を1人で担っているため、ひとり親が安心して子育てをし、生活することができるよう支援する必要があります。

また、別れた配偶者から受け取る養育費は、子どもの健やかな成長を経済的に支える重要なものですが、養育費の取り決めをしているひとり親は依然として少なく、支払われない場合も多いため、養育費の受給を促進する必要があります。

推進方策(1) ひとり親が安心して子どもを預けられる保育サービスの充実

対応の方向

ひとり親が、子育てをしながら働き続けることができるように、保育所や放課後児童クラブの整備と運営経費に対する支援を行い、保育サービスを充実します。

また、出張や自身の病気、冠婚葬祭など、個々のニーズに応じた多様な子育て支援サービスを充実していきます。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 認定こども園や放課後児童クラブ等保育サービスの確保

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
市町村の計画的な保育所整備等に対する支援	○市町村と連携した、保育ニーズに応じた整備と運営への支援	子育て支援課	○		
年間を通した待機児童ゼロに向けた取組み	○市町村と連携した待機児童対策の推進	子育て支援課	○		

届出保育施設への運営費支援	○保育ニーズの受け皿となっている届出保育施設の運営への支援	子育て支援課	○		
放課後児童クラブの整備と運営への支援	○放課後児童クラブのニーズに応じた整備と運営への支援	子育て支援課		○	

◆具体的な施策② 多様な保育サービスの整備と充実

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
多様な保育サービスの充実	○病児保育、一時預かり、家庭的保育、ファミリーサポートセンターなどの多様な保育サービス事業の実施に対する、運営経費の支援、事業開始にあたっての改修費用等の支援	子育て支援課	○	○	
ひとり親家庭子育て生活支援事業の実施	○一時的に、生活補助、保育サービスが必要になった場合の家庭生活支援員の派遣	子ども家庭課	○	○	

対応の方向

子育てにおける経済的負担が大きいと考える要因の一つである教育費を軽減するため、乳幼児期から高等教育まで切れ目なく、授業料等に対する支援や、修学資金の貸付けを行います。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳）
- II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 幼児教育・保育の無償化

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
幼児教育・保育の無償化の着実な実施と拡大	○全国一律の幼児教育・保育の無償化に加え、0～2歳児の保育料の段階的無償化の実施に伴う市町村支弁額への補助	子育て支援課	○		
実費徴収に係る補足給付の実施	○保護者の世帯所得状況に応じて、特定教育・保育施設等に通う子どもの給食費等を助成する市町村への補助	子育て支援課	○		

◆具体的な施策② 多子世帯への保育料等軽減の実施

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
保育料に対する支援の実施	○同一世帯で複数の児童が保育所及び届出保育施設等を利用している場合の2人目以降の利用料の軽減	子育て支援課	○		
放課後児童クラブ利用料の負担軽減経費の補助	○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料の助成	子育て支援課		○	

◆具体的な施策③ 義務教育での就学援助の実施

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
小・中学生の就学援助	○経済的理由により就学困難な児童生徒の就学に係る経費(学用品・医療費・学校給食費)への補助 ○就学援助制度の保護者への周知	義務教育課 スポーツ保健課		○	
放課後児童クラブ利用料の負担軽減経費の補助【再掲】	○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料の助成	子育て支援課		○	

◆具体的な施策④ 高等学校の就学支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
高等学校等就学支援金	○高等学校等の授業料減免のための「就学支援金」制度の実施 ○高等学校の授業料への補助	学事文書課 教育政策課			○
私立高等学校等の授業料軽減	○私立高等学校等が実施する授業料の軽減への補助	学事文書課			○
高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の給付	○授業料以外の教育費負担軽減のための給付金の給付	学事文書課 高校教育課			○
定時制・通信制課程教科書等購入費補助	○定時制・通信制課程の生徒に対する教科書等購入費用への補助	学事文書課 高校教育課			○
私立専門学校生の経済的負担の軽減	○私立専門学校が実施する授業料給付事業への補助	学事文書課			○
高等教育の修学支援新制度の実施	○県立大学や私立専門学校に関する授業料等の減免への補助	学事文書課			○

◆具体的な施策⑤ その他各種修学資金制度の実施

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
母子父子寡婦福祉資金の貸付けの実施	○修学に当たり資金を必要とするひとり親家庭等の子どもたちに対する修学資金の貸付け	子ども家庭課			○
生活福祉資金貸付制度(教育支援・就学支度費)	○低所得者の子どもが高等学校、大学等に入学及び修学する資金が必要な場合、生活福祉資金の教育支援費及び就学支度費の貸付け	地域福祉推進課			○
修学資金の貸付けと返還免除	○医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、保育士の資格取得のための資金が必要な場合、修学資金を貸付け、その後県内で就職し、一定期間従事した場合は返還を免除	子育て支援課 医療政策課 長寿社会政策課			○

推進方策(3) ひとり親家庭が安心して子育て・生活をするための支援の充実

対応の方向

ひとり親が、安心して生活できるように、家事への援助や食の支援を進めるとともに、精神的な孤立を軽減するためのピアサポートの取組みを進めます。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
 III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 一時的に家庭で養育が困難な場合の支援等

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
ひとり親家庭子育て生活支援事業の実施【再掲】	○一時的に、生活補助、保育サービスが必要になった場合の家庭生活支援員の派遣	子ども家庭課	○	○	
子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)の実施	○保護者が疾病その他の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設等で行う子どもの短期預かりの実施	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策② 子どもの居場所におけるフードパントリー等の推進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
子どもの居場所におけるフードパントリーの取組みの推進	○子どもの居場所におけるフードパントリーの取組みの推進 ○子どもの居場所づくりサポートセンターによる食等提供者と実施団体をつなぐ取組みの推進	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策③ ひとり親がサポーターとなって相談支援を行うピアサポーターの育成支援【再掲】

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
ひとり親家庭のピアサポーターの育成とピアサポーターによる支援【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親がサポーターとなって、ひとり親の相談支援を行うピアサポーターの育成支援 ○交流会やフードパントリー等での交流の支援 	子ども家庭課	○	○	○

対応の方向

ひとり親家庭の生活基盤を確保するために、住居の安定を支援します。
 また、ひとり親家庭の多様なニーズに対応するため、ひとり親家庭向けシェアハウスなど新たな生活の場の提供を行う民間団体との連携について検討を進めます。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
 III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① ひとり親家庭の住まいの確保に対する支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
県営住宅入居の際の優遇措置の実施	○ひとり親家庭が県営住宅に入居する際の優先入居の実施	建築住宅課	○	○	○
市町村営住宅入居の優遇措置の情報提供	○市町村営住宅のひとり親家庭優先入居制度についての情報提供	子ども家庭課	○	○	○
生活困窮者自立支援法による住居確保給付金の給付	○離職・廃業や、やむを得ない休業等により困窮し、住居を失った又は失う恐れのある生活困窮者への家賃相当額の給付金の支給	地域福祉推進課	○	○	○
民間住宅入居に対する支援	○公営住宅に入居できなかったひとり親家庭への住宅費支援	子ども家庭課	○	○	○
母子父子寡婦福祉資金(住宅資金、転宅資金)の貸付	○ひとり親の住宅の購入や転居等に必要な資金の貸付	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策② 母子生活支援施設における支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
母子生活支援施設における支援	○母子生活支援施設「むつみハイム」における、生活援助・自立支援の実施	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策③ シェアハウスなど新たな生活の場の提供を行う民間団体の情報提供及び開拓

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
シェアハウスなどの提供を行う民間団体の情報提供及び開拓	○シェアハウスなど新たな生活の場を提供する民間団体の情報提供 ○新たな生活の場の提供に取り組む民間団体との連携の検討	子ども家庭課	○	○	○

対応の方向

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当等の給付や、医療費等の負担軽減などの、経済的な支援を行います。

また、養育費の受給を促進するために広報啓発や相談支援を進めます。

【子どものライフステージに応じた支援】

I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）

III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 児童扶養手当等の支給

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
児童手当の支給	○児童の健やかな育ちを支援する児童手当の支給	子ども家庭課	○	○	○
児童扶養手当の支給	○ひとり親家庭等の生活の安定と自立に寄与する児童扶養手当の支給	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策② 母子父子寡婦福祉資金の貸付

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
母子父子寡婦福祉資金の貸付け【再掲】	○ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定、児童の福祉の向上を図るための各種資金の貸付けの実施	子ども家庭課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○	○	○

◆具体的な施策③ 医療費助成などその他の経済的支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
子育て支援医療の実施	○子どもの保険診療に係る自己負担額について助成する市町村に対する支援	子ども家庭課	○	○	
ひとり親家庭医療の実施	○ひとり親家庭の親及び18歳以下の子の保険診療に係る自己負担額について助成する市町村に対する支援	子ども家庭課	○	○	○

生活支援講習会等事業の実施	○家計に課題を抱えるひとり親家庭等への適切な家計管理の助言・指導	子ども家庭課	○	○	○
---------------	----------------------------------	--------	---	---	---

◆具体的な施策④ 養育費確保に向けた支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
養育費(*)に関する広報啓発の推進	○養育費相談支援センターや市町村等との連携による、養育費に関するリーフレットの配布	子ども家庭課	○	○	○
養育費確保に関する相談機能の強化	○ひとり親家庭応援センターによる弁護士相談の実施 ○母子・父子自立支援員の養育費関係専門研修への派遣や養育費に関する研修会の開催	子ども家庭課	○	○	○
母子父子寡婦福祉資金の貸付【再掲】	○養育費の取り決め、調停等に必要の弁護士費用の貸付けの実施	子ども家庭課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○	○	○
効果的な養育費確保対策の検討	○相談機関等関係者との意見交換による養育費確保対策の検討	子ども家庭課	○	○	○

(*) **養育費**

民法の改正（平成24年4月施行）により父母が協議離婚をするときに協議で取り決める「子の監護について必要な事項」の具体例として、面会交流（父又は母と子との面会及びその他交流）と、養育費（子の監護に要する費用の分担）が示され、これに併せて離婚届にこれら取決めの有無を記す（任意）チェック欄が新設されました。

法務省と厚生労働省は令和2年6月に担当者会議を設置し、国や自治体による養育費の立て替え払いや強制徴収などの公的支援の検討をはじめ、報告書をまとめることとしています。

対応の方向

県外のひとり親家庭が本県で子育てをしたいと思っただけのように、移住に関する情報提供や、移住後のひとり親家庭への生活支援を実施します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 県外から移住するひとり親家庭へ引越してから食、住まいまでをトータルで支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
ひとり親家庭移住・定着モデル事業（*）の実施	○移住するひとり親へ、引越し・食・家賃・職をトータルで支援するモデル事業の実施	子ども家庭課	○	○	○

（*）**ひとり親家庭移住・定着モデル事業**

県では、JAや市町村と連携して、本県独自に食・住まい・仕事・引越しをパッケージでサポートすることにより、ひとり親家庭の本県へのU・Iターンを応援しています。

- ①食の支援…移住後5年間、県産米をプレゼント
- ②住まいの支援…賃貸住宅の家賃を補助（上限月額2万円）
- ③仕事の支援…ひとり親家庭就業自立支援センターでの就業支援
- ④引越しの支援…県外からの引越し代等を補助（上限10万円）

県内11市町村で事業を実施しています（令和3年2月現在）。

◆具体的な施策② 県外から移住を希望するひとり親家庭への情報提供の充実

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
情報提供の充実	○ホームページ等を活用した、ひとり親家庭が利用できる支援制度などの紹介 ○（一社）ふるさと山形移住・定住センター（くらすべ山形）と連携した相談支援の実施	子ども家庭課	○	○	○

3 ひとり親の安定した就労に向けた支援

ひとり親家庭のうち、特に母子家庭は、常用雇用であっても年間就労収入 200 万円未満の割合が 38.1%となっており、単に職を得るにとどまらず、より収入の高い安定した就業を可能とする支援を行う必要があります。また、母子のみ父子のみ世帯が増加する中で、子育てと仕事を両立することができるように、長時間労働の是正等ひとり親が働きやすい環境を整備をする必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢が厳しくなることが予想されており、雇用の継続や再就職支援等にも留意する必要があります。

推進方策(1) より良い条件での就業に向けた資格取得や技能習得への支援

対応の方向

就業率が高いにも関わらず、低所得世帯が多いひとり親が、収入面や雇用形態などでよりよい条件の就業に結びつく資格の取得やキャリアアップに向けて支援します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① ひとり親家庭への資格取得支援の更なる充実（高等職業訓練促進給付金への上乗せ支援）

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
資格取得から就労までの切れ目のない支援の実施	<p>○就職に有利な資格取得に向け、養成機関で修業する期間中の学費、生活費、住居費、通学費、就職に要する経費の給付や貸付けなど、切れ目なくパッケージ化した支援の実施（資格取得パッケージ（*）支援）</p> <p>○ひとり親家庭資格取得パッケージ支援のさらなる充実の検討</p>	子ども家庭課	○	○	○

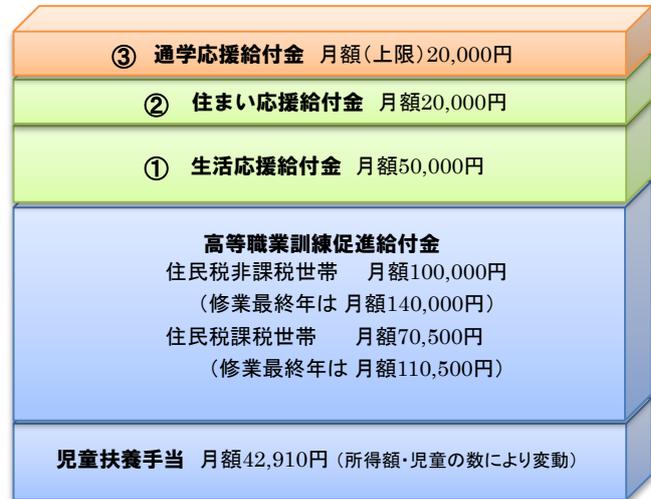
(*) **資格取得パッケージ支援**

就職に有利な資格取得を目指すひとり親を対象とする国の高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付制度に加えて、本県独自で「ひとり親生活応援給付金」として、①生活応援給付金②住まい応援給付金③通学応援給付金を給付することで、パッケージで資格取得を目指すひとり親を支援しています。

- (1) 高等職業訓練促進給付金
- (2) 高等職業訓練促進資金貸付制度
- (3) ひとり親生活応援給付金

【本県独自】

- ① 生活応援給付金
…月額 50,000 円
- ② 住まい応援給付金
…月額 20,000 円
- ③ 通学応援給付金
…月額上限 20,000 円



◆ **具体的な施策② 就職に有利なスキル取得への支援**

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
就業支援講習会の実施	○「ひとり親家庭就業・自立支援センター」における就業支援講習会の実施	子ども家庭課	○	○	○
自立支援教育訓練給付金の支給	○職業能力開発のための講座を受講したひとり親への受講料の一部給付	子ども家庭課	○	○	○

◆ **具体的な施策③ 高卒程度資格取得のための支援**

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
高校中退者への学び直し支援金の支給	○高等学校中途退学者が公立・私立高等学校に再入学した場合の授業料に対する補助	学事文書課 教育政策課			○
高等学校卒業程度認定試験合格のための支援	○高卒認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭の親子への受講料の補助	子ども家庭課			○

推進方策(2) 就業相談・支援の推進

対応の方向

出産・育児などで離職後に、配偶者の離死別により再就職をしようとする場合や、より良い条件の就業を目指して転職する場合など、子育てを一人で担いながらの就職活動を安心して行うことができるように、関係機関と情報交換、連携をしながら、ひとり親家庭の親に寄り添った就業相談と支援を行います。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
 III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① ワンストップで就業支援をするマザーズジョブサポート山形・庄内の運営

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
出産・育児などで離職した女性の再就職支援	○マザーズジョブサポート山形・庄内におけるハローワークと連携した相談事業及び出張セミナー・相談の実施	若者活躍・男女共同参画課	○	○	○

◆具体的な施策② 「ひとり親家庭就業・自立支援センター」での就業相談

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
「ひとり親家庭就業・自立支援センター」による就業支援	○「ひとり親家庭就業・自立支援センター」における就業相談・就業情報の提供	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策③ 関係機関の情報交換・連携の推進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
ひとり親家庭就業支援連絡会議の開催	○ハローワークや「ひとり親家庭就業・自立支援センター」など、ひとり親の就業に係る機関による情報交換の実施	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策④ 生活困窮者に対する自立相談支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
生活困窮者の自立支援	○複合的な課題を抱える生活困窮者に対して行う包括的な相談・支援	地域福祉推進課	○	○	○

推進方策(3) より良い条件での就業機会の創出

対応の方向

ひとり親が安心して働くことができる雇用環境を確保するために、企業に対するひとり親の雇用や正規雇用化の働きかけなど、安定的な雇用の創出に向けた取組みを展開します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳）
- II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 非正規雇用職員の正社員化の推進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
助成金を活用した正規雇用への転換等の促進及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用したひとり親の雇用安定化の促進 ○事業主への助成金制度の周知及び啓発の実施 	厚生労働省 子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策② ひとり親を雇用した事業主への助成金の支給（厚生労働省）

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
特定求職者雇用開発助成金の活用支援	<ul style="list-style-type: none"> ○失業したひとり親で、就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の周知等による活用の推進 	厚生労働省 子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策③ 生活保護受給者等世帯の雇用の促進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
生活保護受給者等世帯の親の雇用の促進	○就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給とその周知	厚生労働省 子ども家庭課	○	○	○
試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職の促進	○生活困窮者等に実践的な能力の取得等により、早期就職を促進し、常用雇用につなげるトライアル雇用の促進とその周知	厚生労働省 子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策④ 企業へのひとり親雇用の働きかけ

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
事業主に対するひとり親雇用等の雇用に関する啓発活動の推進	○ひとり親家庭応援センターの企業訪問による雇用の働きかけや助成金の紹介など啓発活動の積極的な推進	子ども家庭課	○	○	○
試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職の促進	○ひとり親家庭に実践的な能力の取得等により、早期就職を促進し、常用雇用につなげるトライアル雇用の促進とその周知	厚生労働省 子ども家庭課	○	○	○

対応の方向

子育てしながら働きやすい環境を確保するため、企業に対するワーク・ライフ・バランス等の普及啓発等を進めます。就業に係る課題解決を支援し、就業を維持するため、労働相談を行います。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳）
- II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 長時間労働の是正等ワーク・ライフ・バランスの取組みの普及

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の紹介などによる普及啓発の強化	○ホームページやSNS、メルマガなど様々な広報媒体を活用したワーク・ライフ・バランスの推進の普及啓発及び取組企業の積極的な広報の実施	若者活躍・男女共同参画課 雇用対策課	○	○	○
企業における男女が共に仕事と家庭生活を両立できる環境づくり	○「やまがたイクボス同盟」の取組みを通じた企業経営者の意識改革	若者活躍・男女共同参画課	○	○	○
マッチングコーディネーターによる職場環境の整備促進	○企業における女性の働きやすい環境の整備と無業の女性の新規就業と女性の活躍（キャリアアップ等）の促進	若者活躍・男女共同参画課	○	○	○

◆具体的な施策② 労働相談の実施【再掲】

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
労働相談の実施【再掲】	○社会保険労務士による労働相談の実施による労働に関する問題の解決支援	雇用対策課	○	○	○

4 子どもの自立に向けた支援

ひとり親家庭の約8割の生活が苦しく、また、約5割が経済的理由で子どもを塾に通わせることができない状態にあり、さらに、仕事などで親が子どもに関わる時間が十分に取れないという状況にあります。

経済的な困窮は、教育の機会のみならず、子どもが様々な体験をする機会を喪失させます。また、子どもの生きる世界が狭く、つながりが欠如したり、ロールモデルが不在となったりするなど、学習意欲の欠如や将来に対するあきらめ感、自己肯定感の低下など、様々な影響を及ぼすことが指摘されています。

このため、行政・学校・NPO・地域住民が連携し、子どもの教育はもとより、子どもが様々な人と関わり、多様な経験をする中で、家庭の経済状況に関わらず、可能性を最大限に伸ばして夢と希望を持って自立することができるよう、支援する必要があります。

また、両親が離婚した後でも子どもが別居している親と面会や電話等で交流することは、精神面の安定や社会性の向上につながり、親の養育費支払い意欲を向上させます。平成23年に改正された民法において、協議離婚の際に親子の面会交流について定めることとされていますが、面会交流の取り決めをしているひとり親家庭、現在面会交流をしているひとり親家庭は、ともに3割程度となっているため、面会交流を促進する必要があります。

推進方策(1) 学びのセーフティネットの整備による総合的な支援

対応の方向

学校と関係機関におけるセーフティネットを整備、充実させ、家庭の問題への早期対応や福祉と連携した支援を実施するとともに、少人数学級などによるきめ細かな授業を推進し、学校での確かな学力の育成を図っていきます。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
 III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 個々の能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
教育山形「さんさんプラン」の推進	○全ての小中学校における少人数学級編制実施による、一人ひとりに目の届く教育の展開	義務教育課		○	

◆具体的な施策② 学校と関係機関の連携による相談支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置	○スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材の配置による支援を必要とする児童生徒やその保護者への支援の実施	義務教育課 高校教育課		○	○
関係機関との連携による不登校児童生徒自立支援ネットワークの構築	○不登校児童生徒を支援するための学校、教育支援センター、NPO等のネットワークの構築	生涯教育・ 学習振興課 義務教育課 高校教育課 子ども家庭課 若者活躍・ 男女共同参画推進課 障がい福祉課		○	○

対応の方向

ひとり親家庭の子どもが大学生を始めとする学習支援ボランティアと関わり、学力向上はもとより、興味関心の世界を広げ、将来への意欲向上に結び付けられるよう、学習支援を推進します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳）
- II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① ひとり親家庭等に対する学習支援実施

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
子どもの生活・学習支援事業の実施	○市町村が行うひとり親家庭の子どもの生活習慣取得支援や学習支援への助成	子ども家庭課	○	○	○
生活困窮者自立支援法による子どもの学習・生活支援事業の実施	○生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対する学習・生活支援の実施	地域福祉推進課	○	○	○
学校・家庭・地域の連携協働推進事業の実施	○地域学校協働本部（地域未来塾や放課後子ども教室等）における学習支援の実施	生涯教育・学習振興課	○	○	

◆具体的な施策② 高卒程度資格取得のための支援【再掲】

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
高校中退者への学び直し支援金の支給【再掲】	○高等学校中途退学者が公立・私立高等学校に再入学した場合の授業料に対する補助	学事文書課 教育政策課			○
高卒資格取得のための支援【再掲】	○高卒認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭の親子の受講料への補助	子ども家庭課			○

◆具体的な施策③ オンライン学習に向けた環境整備

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
オンライン学習 に向けた環境整 備	○学習環境が整っていない児童 生徒に対する端末やモバイル ルータの貸出し等の実施	義務教育課 高校教育課		○	○

対応の方向

子ども達の経済的自立を実現し、円滑に独立していけるよう、子どもの就業に向けた支援を行います。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
 III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 子どもの就業意欲の向上

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
職業訓練による技術者・技能者の養成に向けたキャリア教育	○県内企業の認知度向上及び就職促進を図る、県ポータルサイトを活用した企業情報、求人情報、インターンシップ受入情報等の積極的発信	雇用対策課			○

◆具体的な施策② 子どもの就業相談支援体制の整備

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
ハローワークと連携した若者就職支援センターなどの就職・生活相談機能の強化	○県が有する職業相談機能と、国が有する職業案内機能の一体的な提供による就職支援の実施	雇用対策課			○

◆具体的な施策③ 社会参加に困難を有する若者への相談支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
困難を有する若者や家族に対する職業的・社会的自立に向けた相談支援の充実	○社会参加に困難を有する若者の相談支援拠点の設置・運営 ○ひきこもり相談支援窓口による相談支援の実施 ○地域若者サポートステーションにおける、ニート等の若者の職業的自立を支援するための個々のケースに対応した具体的な支援体制プログラムの相談実施	若者活躍・男女共同参画課 障がい福祉課 雇用対策課			○

	○国と連携した、地域若者サポートステーションによる、ニート等の若者への職業的自立を図る支援の実施				
--	--	--	--	--	--

対応の方向

ひとり親家庭の子どもが、日常生活において精神的、社会的に孤立し、困難な状況になることがないように、地域で様々な人と交流をしながら、子どもが安全に過ごし、様々な経験をすることができる子どもの居場所づくりを推進します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 子ども食堂など子どもの居場所の拡大と活動の深化

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
子ども居場所づくり実施に対する支援	○子ども食堂など子ども居場所づくり実施団体の運営費への補助	子ども家庭課	○	○	○
子ども居場所づくり実施団体への支援体制整備	○子どもの居場所づくりサポートセンターによる子どもの居場所づくり実施団体への相談等支援の実施	子ども家庭課	○	○	○
食材等のコーディネート	○子どもの居場所づくりサポートセンターによる、企業等から提供された食材等と子どもの居場所づくり実施団体とのコーディネートの実施	子ども家庭課	○	○	○
放課後児童クラブ利用料の負担軽減経費の補助【再掲】	○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料への助成	子育て支援課		○	

◆具体的な施策② 子どもの居場所づくりを推進する地域コーディネーターの育成

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
地域で子ども支援に関わる人材の育成【再掲】	○市町村における居場所づくりを促進するための「地域コーディネーター」の養成	子ども家庭課	○	○	○

対応の方向

両親が離婚した後も、子どもが別居している親と交流することができるよう、民間団体と連携して広報啓発や相談支援を行います。

また、児童虐待や配偶者からの暴力など個々の家庭の事情に配慮して相談・対応ができるように、母子・父子自立支援員の相談技術の向上を図ります。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
 III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 面会交流（*）に関する広報・啓発

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
面会交流実施の意義の啓発	○面会交流の意義等に関する広報啓発の実施	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策② 面会交流を支援する民間団体との連携

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
民間面会交流支援団体との連携	○民間団体と連携した面会交流の促進	子ども家庭課	○	○	○
面会交流に関する相談機能の強化	○ひとり親家庭応援センターによる弁護士相談の実施 ○母子・父子自立支援員の専門性の向上を図る面会交流関係専門研修への派遣や養育費に関する研修会の開催	子ども家庭課	○	○	○

(*) **面会交流支援**

平成23年6月の民法改正で、離婚の際に面会交流を協議で定めるよう明文化され、参院両議院で児童の権利擁護の観点から面会交流の履行促進が附帯決議されました。また、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約」（平成元年11月第44回国連総会において採択、日本は平成6年4月に批准）では、面会交流につき、「児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が、定期的に父母いずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」とされています。

第6章 目標値

1 数値目標

施策の方向ごとに数値目標を設定し、計画に掲げる施策を検証します。

分野	項目	現状値	目標値	
相談支援体制の充実	ひとり親家庭応援センターの認知度	—	100.0% (R7)	
	市町村子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	3 (R1)	全市町村 (R7)	
安心して子育て・生活するための支援	保育所入所待機児童数	0人 (R2)	0人 (R7)	
	病児病後児保育実施箇所数	69箇所 (R1)	74箇所 (R7)	
	放課後児童クラブの実施箇所数	380箇所 (R1)	425箇所 (R7)	
	家庭生活支援員（ヘルパー）の登録人数	241人 (R1)	270人 (R7)	
	養育費の取決めをしている世帯数	母子	58.5% (R1)	増加させる (R7)
父子		47.4% (R1)	増加させる (R7)	
ひとり親の安定した就労に向けた支援	ひとり親家庭就業・自立支援センター利用者の就業実績（累計）	51人 (H30年度値)	280人 (R7)	
	高等職業訓練促進給付金等の資格取得者数	51人 (R1)	100人 (R7)	
子どもの自立支援に向けた支援	ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等が実施されている市町村数	32市町村 (R2)	全市町村 (R7)	
	子ども食堂など子どもの居場所づくり実施箇所数	39箇所 (R1)	60箇所 (R7)	
	面会交流の取決めをしている世帯数	母子	30.6% (R1)	増加させる (R7)
		父子	27.3% (R1)	増加させる (R7)

参 考 资 料

主な相談支援機関

■ひとり親家庭相談全般

名 称	電話番号等	受付時間	
山形県ひとり親家庭応援センター	TEL 023-633-1037	月～金 (祝日・年末年始除く)	8:30～17:15
	FAX 023-633-0961		
	yamagata-boshiren@deluxe.ocn.ne.jp		

【県総合支庁福祉担当課一覧】

名 称	電話番号等	受付時間	
村山総合支庁子ども家庭支援課	023-621-8178	月～金 (祝日・年末年始除く)	8:30～17:15
村山総合支庁生活福祉課	0237-86-8212		
最上総合支庁子ども家庭支援課	0233-29-1245		
置賜総合支庁子ども家庭支援課	0238-26-6027		
庄内総合支庁子ども家庭支援課	0235-66-2104		

【各市町村窓口】

名 称	電話番号等	受付時間	
各市町村担当課	次頁の問合せ先一覧参照		

■養育費相談

名 称	電話番号等	受付時間	
養育費相談支援センター	03-3980-4108	月～金 (水曜日除く)	10:00～20:00
		水曜日	12:00～22:00
		土曜日・祝日 (振替休日は電話相談なし)	10:00～18:00

■法制度等の情報提供

名 称	電話番号等	受付時間	
法テラスサポートダイヤル	0570-078374	月～金 (祝日・年末年始除く)	9:00～21:00
		土曜日	9:00～17:00

■面会交流実施支援に関する相談

名 称	電話番号等	受付時間	
面会交流支援センターやまがた (虹の会)	080-3329-2919	月～金 (祝日・年末年始除く)	9:30～16:30

■ひとり親家庭の就業支援

名 称	電話番号等	受付時間	
ひとり親家庭就業・自立支援センター	023-632-2296	月～金 (祝日・年末年始除く)	8:30～17:15

■ハローワーク(公共職業安定所)

名 称	電話番号等	受付時間	
ハローワークやまがた	023-684-1521	月～金 (祝日・年末年始除く)	8:30～17:15
ハローワーク米沢	0238-22-8155		
ハローワーク酒田	0234-27-3111		
ハローワーク鶴岡	0235-25-2501		
ハローワーク新庄	0233-22-8609		
ハローワーク長井	0238-84-8609		
ハローワークむらやま	0237-55-8609		
ハローワークさがえ	0237-86-4221		

■子育て就職支援

名 称	電話番号等	受付時間	
マザーズジョブサポート山形	023-665-5915	月～金 (祝日・年末年始除く)	9:30～18:00
		土曜日	10:00～17:00
マザーズジョブサポート庄内	0234-21-8061	月～金 (祝日・年末年始除く)	10:00～18:00

■母子会

名 称	電話番号等	受付時間	
(一財) 山形県母子寡婦福祉連合会	023-633-0962	月～金 (祝日・年末年始除く)	8:30～17:15

■子ども食堂など子どもの居場所

名 称	電話番号等	受付時間	
子どもの居場所づくりサポートセンター	023-622-5805	月～金 (祝日・年末年始除く)	8:30～17:15

【市町村ひとり親福祉担当課一覧】

名 称	住 所	電話番号	e-mail
山形市 家庭支援課 ひとり親支援係	山形市旅籠町二丁目3-25	023-641-1212	kodomofukushi@city.yamagata-yamagata.lg.jp
寒河江市 子育て推進課 家庭支援係	寒河江市中央二丁目2-1	0237-85-0907	kosodate@city.sagae.yamagata.jp
上山市 子ども子育て課 子育て支援係	上山市河崎一丁目1-10	023-672-1111	kosodatesien@city.kaminoyama.yamagata.jp
村山市 子育て支援課 家庭支援係	村山市中央一丁目3-6	0237-55-2111	kosodate@city.murayama.lg.jp
天童市 子育て支援課 家庭支援係	天童市老野森一丁目1-1	023-654-1111	jidoukatei@city.tendo.yamagata.jp
東根市 福祉課 福祉相談係	東根市中央一丁目1-1	0237-42-1111	fukushi@city.higashine.yamagata.jp
尾花沢市 福祉課 子育て支援係	尾花沢市若葉町一丁目2-3	0237-22-1111	kosodate@city.obanazawa.lg.jp
山辺町 保健福祉課 子育て支援係	山辺町緑ヶ丘5	023-667-1107	hoken@town.yamanobe.yamagata.jp
中山町 健康福祉課 福祉子育て支援グループ	中山町大字柳沢2336-1	023-662-2673	kosodate@town.nakayama.yamagata.jp
河北町 健康福祉課 子育て支援室 子育て支援係	河北町谷地戊81	0237-73-2117	jidou@town.kahoku.yamagata.jp
西川町 健康福祉課 在宅支援係	西川町大字海味543-8	0237-74-3243	zaitaku@town.nishikawa.yamagata.jp
朝日町 健康福祉課 福祉子育て係	朝日町大字宮宿1115	0237-67-2132	kosodateshien@town.asahi.yamagata.jp
大江町 健康福祉課 子育て推進室 子育て推進係	大江町大字左沢882-1	0237-62-2285	kosodate@town.oe.yamagata.jp
大石田町 保健福祉課 福祉グループ	大石田町緑町1	0237-35-2111	jidou@town.oishida.lg.jp
新庄市 子育て推進課 子育て企画室	新庄市沖の町10-37	0233-29-5811	kosodate@city.shinjo.yamagata.jp
金山町 健康福祉課 子育て支援係	金山町大字金山324-1	0233-52-2111	kosodate@town.yamagata-kaneyama.lg.jp
最上町 健康福祉課 福祉係	最上町大字向町43-1	0233-43-3117	kenkou2@mogami.tv
舟形町 健康福祉課 福祉係	舟形町舟形263	0233-32-0655	fukushi@town.funagata.yamagata.jp
真室川町 福祉課 福祉係	真室川町大字新町469-1	0233-62-3436	fukushi@town.mamurogawa.lg.jp
大蔵村 健康福祉課 福祉係	大蔵村大字清水2528	0233-75-2111	fukushi@vill.ohkura.yamagata.jp
鮭川村 健康福祉課 福祉係	鮭川村大字佐渡2003-7	0233-55-2111	Fukushi3@vill.sakegawa.lg.jp
戸沢村 健康福祉課 福祉係	戸沢村大字古口270	0233-72-2111	fukushi@vill.tozawa.lg.jp
米沢市 こども課 相談担当	米沢市金池五丁目2-25	0238-22-5111	kodomo-ka@city.yonezawa.yamagata.jp
長井市 子育て推進課 子ども家庭係	長井市ままの上5-1	0238-87-0687	kosodate@city.nagai.yamagata.jp
南陽市 すこやか子育て課 子ども家庭係	南陽市三間通436-1	0238-40-3211	sukoyaka@city.nanyo.yamagata.jp
高畠町 福祉こども課 こども若者支援係	高畠町大字高畠436	0238-52-2864	kodomo@town.takahata.yamagata.jp
川西町 健康子育て課 子育てグループ	川西町大字上小松1567	0238-42-6671	kosodatesien@town.kawanishi.yamagata.jp
小国町 健康福祉課 福祉担当	小国町大字あけぼの1-1	0238-61-1000	kenkou@town.oguni.yamagata.jp
白鷹町 健康福祉課 子育て支援係	白鷹町大字荒砥甲488	0238-86-0212	kenfuku2@so.town.shirataka.yamagata.jp
飯豊町 教育総務課 子育て支援室	飯豊町大字椿2888	0238-87-0518	i-kosodate@town.iide.yamagata.jp
鶴岡市 子育て推進課	鶴岡市馬場町9-25	0235-25-2111	kosodate@city.tsuruoka.lg.jp
酒田市 子育て支援課 家庭支援係	酒田市本町二丁目2-45	0234-26-5734	kosodate@city.sakata.lg.jp
三川町 健康福祉課 福祉係	三川町大字横山字西田85	0235-35-7030	fukushi@town.mikawa.yamagata.jp
庄内町 子育て応援課 子育て支援係	庄内町余目字町132-1	0234-42-0171	kosodate@town.shonai.yamagata.jp
遊佐町 健康福祉課 子育て支援係	遊佐町遊佐字舞鶴211	0234-72-5897	kosodate@town.yuza.lg.jp

第四次山形県ひとり親家庭自立促進計画

発行 令和3年3月

山形県子育て若者応援部子ども家庭課

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8-1

電話 023-630-2267